特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名	
2	住民基本台帳ネットワークに関する事務	全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滋賀県知事は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滋賀県知事

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

令和7年8月26日

[令和7年5月 様式4]

項目一覧

I	基本情報
(別添1)事務の内容
п	特定個人情報ファイルの概要
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目
ш	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV	その他のリスク対策
v	開示請求、問合せ
VI	評価実施手続
(

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに関する事務	
②事務の内容 ※	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1.本人確認情報の管理および提供等に関する事務」および「2.附票本人確認情報の管理および提供等に関する事務」に分かれる。 1.本人確認情報の管理および提供等に関する事務 那道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基法」という。)に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基大)を指して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度およびその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村におけて、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に滋賀県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う(別添1を参照)。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町から本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新および地方公共団体情報システム機構(以下)機構(という)、の通知(3滋賀県知事から本人権認情報に係る県の他の執行機関への提供または他部署への移転(4住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示ならびに開示結果に基づく住民からの本人信認情報の訂正、追加または削除の申出に対する調査 (3滋賀県知事から本人確認情報の照会 2. 附票本人確認情報の管理および提供等に関する事務 都道府県は、市町村における市町村コミュニケーションサーバ(以下、「市町村CS」という。)、都道府県における附属中に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報(以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報(以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報(以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報(以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存的票本人確認情報(以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存的票本人確認情報(以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存的票本人確認情報(以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存的票本人確認情報のに係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新および機構への移転人確認情報の所示ならびに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の所示ならびに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の別まなりに関示結果に基づく住民からの附票本人確認情報のの所表人確認情報の開示ならびに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報のの所表人確認情報の開示ならびに開示結果に基づく住民がのの報本に対していまれていまれていまれていまれていまれていまれていまれていまれていまれていまれ	
③対象人数	<選択肢>	

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		
システム1		
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ部分について記載する。	
②システムの機能	①本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CS(別添1を参照)を経由 して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確 認情報の更新情報を通知する。 ②滋賀県の他の執行機関への情報提供または他部署への移転 滋賀県の他の執行機関または他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった 当該個人の個人番号または5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日)等に対応する本人 確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 ③本人確認情報の開示 住基法に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 ④機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号または5情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ⑤本人確認情報検索 都道府県サーバの代表端末または業務端末において入力された5情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ⑥本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領 し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム	
	[]その他 ()	

システム2~5		
システム2		
①システムの名称	附票連携システム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、附票連携 システムの構成要素のうち、附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、附票連携 システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。	
②システムの機能	①附票本人確認情報の更新 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された附票本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、附票全国サーバに対して当該附票本人確認情報の更新情報を通知する。 ②滋賀県の他の執行機関への情報提供または他部署への移転 滋賀県の他の執行機関または他部署による住基法等に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の5情報等に対応付く附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、滋賀県の他の執行機関または他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 ③附票本人確認情報の開示法律に基づく住民による自己の附票本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 ④機構への情報照会 附票全国サーバに対して住民票コードまたは5情報の組合わせをキーとした附票本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の附票本人確認情報を受領する。 ⑤附票本人確認情報検索 附票都道府県サーバの代表端末または業務端末(都道府県サーバと共有する。)において入力された5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存附票本人確認情報で表し、検索条件に該当する附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ⑥附票本人確認情報を会し、検索条件に該当する附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ⑥附票本人確認情報を会領し、当該附票本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から、附票本人確認情報を受領し、当該附票本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された附票本人確認情報の整合性確認を行う。	
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム	
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム	
0.2 ************************************	[] 宛名システム等 [] 税務システム	
	[]その他 ()	
システム6~10		
システム11~15		
システム16~20		

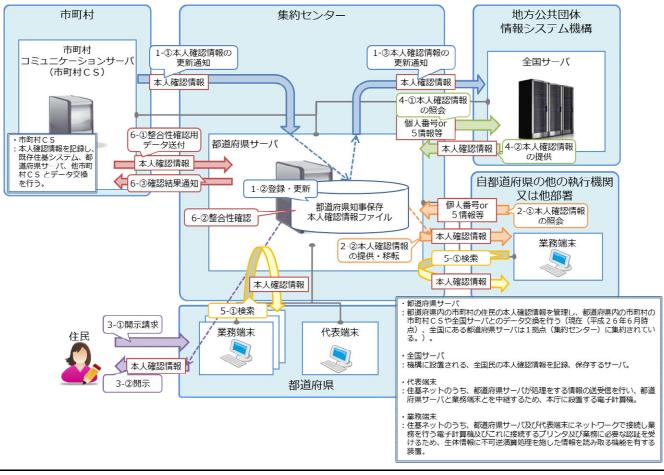
3. 特定個人情報ファイル名

- (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 滋賀県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を 行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳ネットワークに 係る本人確認情報の管理および提供等に関する事務)の処理を行うため、 区域内の住民に係る最新の 本人確認情報を管理する。 ②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを 更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③滋賀県の他の執行機関または他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。 ④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ⑤住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理および提供等に関する事務において、本人確 認情報を検索する ⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。 ①事務実施上の必要性 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 滋賀県では、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱 ・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルは、国外転出者に係る本人確認手段として、1つの市町 村内にとどまらず、全地方公共団体で、附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目 的として、以下の用途に用いられる。 ①附票連携システムに係る附票本人確認情報の管理および提供等に関する事務の処理を行うため、区 域内の住民に係る最新の附票本人確認情報を管理する。 ②市町村からの附票本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存附票本人確認情報 ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③滋賀県の他の執行機関または他部署からの照会に基づき、附票本人確認情報を提供・移転する。そ の際、番号法で認められた場合に限り、滋賀県の他の執行機関または他部署からの求めに応じ、附票 本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情 報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 ④本人からの請求に基づき、当該個人の附票本人確認情報を開示する。 ⑤附票本人確認情報の管理および提供等に関する事務において、附票本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する附票本人確認情報との整合性を確認する。 住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた 市町村が発行する住民票の写し等の省略が図られ、もって住民の負担軽減(各機関を訪問し、住民票の 写し等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれる。 ②実現が期待されるメリット また、国外転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事 務の効率化に資することが期待される。 5. 個人番号の利用 ※ 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) 第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) 第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) 第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) 第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) 法令上の根拠 ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) 第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) 第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用) ・第30条の15の2第2項・第3項(準法定事務処理者への本人確認情報の提供等) ・第30条の44の7第2項・第3項(準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等) 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ <選択肢> 1) 実施する ①実施の有無 Γ 実施しない 1 2) 実施しない 3) 未定 ②法令上の根拠 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署 総務部市町振興課 課長 ②所属長の役職名 8. 他の評価実施機関

(別添1) 事務の内容

(1)本人確認情報の管理および提供等に関する事務

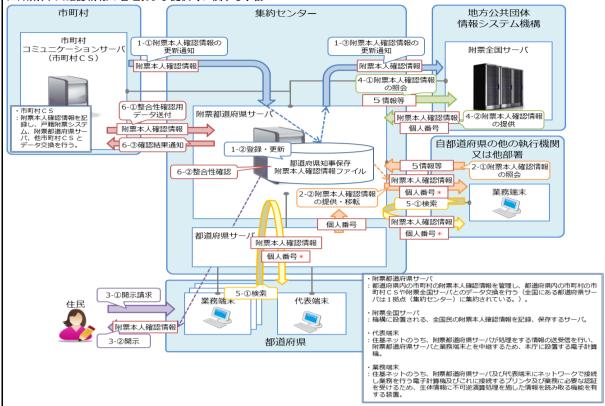


(備考)

- 1. 本人確認情報の更新に関する事務
- 1-①.市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて都道府県サーバに通知する。
- 1-2. 都道府県サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。
- 2. 自都道府県の他の執行機関への情報提供または他部署への移転
- 2-①.自都道府県の他の執行機関または他部署において、個人番号または5情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 2-②.都道府県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個 人の本人確認情報を提供・移転する。
- ※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。
- ※自都道府県の他の執行機関または他部署に対し、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報を一括して提供する場合 (一括提供の方式(注1)により行う場合)には、自都道府県の他の執行機関または他部署において、都道府県サーバの代表端末または 業務端末を操作し、媒体連携(注2)により行う。
- (注1)自都道府県の他の執行機関または他部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に 都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。
- (注2)媒体連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。
- 3. 本人確認情報の開示に関する事務
- 3-① 住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。(特定個人情報を含まない。)
- 3-②.開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。
- 4. 機構への情報照会に係る事務
- 4-①機構に対し、個人番号または5情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 4-2.機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。
- 5. 本人確認情報検索に関する事務
- 5-①.5情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。
- 6.本人確認情報整合
- 6-①.市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-②.都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファ イルの整合性確認を行う。
- 6-3. 都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

(別添1)事務の内容 (2)附票本人確認情報の 市町村

(2)附票本人確認情報の管理および提供等に関する事務



(備者)

- 1 附票本人確認情報の更新に関する事務
- 1-①.市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて附票都道府県サーバに通知する。
- 1-② 附票都道府県サーバにおいて、市町村より受領した附票本人確認情報を元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを 更新する。
- 1-③.機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、附票本人確認情報の更新を通知する。
- 2. 自都道府県の他の執行機関への情報提供または他部署への移転
- 2-①自都道府県の他の執行機関または他部署において、5情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。
- 2-② 都道府県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、 当該個人の附票本人確認情報を提供・移転する。その際、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関または他部 署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報 ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。
- ※検索対象者が他都道府県の場合は附票全国サーバに対して検索の要求を行う。
- ※自都道府県の他の執行機関または他部署に対し、附票本人確認情報を一括して提供する場合(一括提供の方式(注1)により行う場合)には、自都道府県の他の執行機関または他部署において、附票都道府県サーバの代表端末または業務端末(都道府県サーバと共用する。)を操作し、媒体連携(回線連携を用いる場合は、「媒体連携または回線連携」と記載)(注2、注3)により行う。
- (注1)自都道府県の他の執行機関または他部署においてファイル化された附票本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト) を元に附票都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。
- (注2)媒体連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。
- (注3)回線連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に通信回線(庁内LAN等)を用いる方法を指す。具体的には、附票都道府県サーバの代表端末または業務端末(都道府県サーバと共用する。)と庁内システム(統合宛名システムを含む。)のみがアクセス可能な領域(フォルダ)を設け、当該領域内で照会要求ファイルおよび照会結果ファイルの授受を行う。 3. 附票本人確認情報の開示に関する事務
- 3-①.住民より附票本人確認情報の開示請求を受け付ける。
- 3-②用示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに記録された当該個人の附票本人確認情報を開示する。
- 4. 機構への情報照会に係る事務
- 4-①.機構に対し、5情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。
- 4-2.機構より、当該個人の附票本人確認情報を受領する。
- 5. 附票本人確認情報検索に関する事務
- 5-①.5情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索する。
- 6.附票本人確認情報整合
- 6-①.市町村CSより、附票都道府県サーバに対し、整合性確認用の附票本人確認情報を送付する。
- 6-②.附票都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の附票本人確認情報を用いて都道府県知事保存附票本 人確認情報 ファイルの整合性確認を行う。
- 6-③.附票都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル

2. 基本	情報	
①ファイルの種類 ※		<選択肢> 「
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		滋賀県内の住民(滋賀県内のいずれかの市町において、住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
	その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において滋賀県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。
④記録される項目		<選択肢>(選択肢>1)10項目未満2)10項目以上50項目未満3)50項目以上100項目未満4)100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報
	その妥当性	・個人番号、5情報、その他住民票関係情報 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個 人番号、5情報、住民票コードおよびこれらの変更情報)を記録する必要がある。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開	始日	平成27年8月4日
⑥事務担当部署		総務部市町振興課

3. 特定個人情報の入手・使用				
@1.T.= W			[]本人又は本人の代理人	
			[]評価実施機関内の他部署 ()	
			[]行政機関・独立行政法人等 ()	
①入手元	.		[〇]地方公共団体・地方独立行政法人 (滋賀県内の市町)	
			[]民間事業者 ()	
			[]その他 ()	
			[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ	
②入手方	法		[]電子メール []専用線 []庁内連携システム	
			[]情報提供ネットワークシステム	
			[O] その他 (市町村CSを通じて入手する)) (CR まま 4 # の の まま で にない て 、 ま 1 本 2 # # # # # # # # # # # # # # # # # #	+
③入手の	時期・場	頁度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更または新規作成が発生した都度入手 [・] る。	9
④入手に	係る妥	当性	住民に関する情報に変更があった、または新規作成された際は、市町がそれをまず探知した上で、全的なシステムである住基ネットで管理する必要があるので、市町から滋賀県へ、滋賀県から機構へと知がなされることとされているため。	
⑤本人へ	の明示		滋賀県知事が当該市町の区域内の住民の本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の (市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)に明示されている。	6
⑥使用目	的 ※		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本確認情報ファイル)において滋賀県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	
	変更の)妥当性	_	
		使用部署 ※	総務部市町振興課	
⑦使用の)主体	使用者数	<選択肢>	
⑦使用の		使用者数	1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満	認 幾い索機 報具 し
	7法 ※	使用者数	1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 ・市町長からの住民票の記載事項の変更または新規作成の通知を受け(既存住基システム→市町村 S→都道府県サーバ)、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確情報の更新情報を通知する(都道府県サーバ→全国サーバ)。 ・滋賀県の他の執行機関または他部署からの本人確認情報の照会要求を受け(滋賀県の他の執行機関または他部署からの本人確認情報の照会要求を受け(滋賀県の他の執行関または他部署→都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号または5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日)の組合せをもとに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供・移転する(都道府県サーバ→滋賀県の他の執行関または他部署)。 ・住民からの開示請求に基づき(住民→滋賀県の窓口→都道府県サーバ)、当該住民の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、書面により提供する(都道府県サーバ→帳票出力→住民)。 ・5情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町から本人確認情報を受領(市町村CS→都道府県サーバ)、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町から本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町から本人確認情報を受領(市町村CS→都道府県サーバ)、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報を受領(市町村CS→都道府県サーバ)、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイ	認 幾ろ索機 報長 しい 一一 照
	「法 <mark>※</mark>		1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1000人未満 6) 1,000人以上 500人以上 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 500人以上 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 500人以上 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 500人以上 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 500人以上 500	認 幾く索機 報長 しい 一一 照 行
	法)突合 ※	1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上500人未満 5) 500人以上100人未満 6) 1,000人以上 500人以上 500人以上1000人未満 6) 1,000人以上 ・市町長からの住民票の記載事項の変更または新規作成の通知を受け(既存住基システム→市町村S→都道府県サーバ)、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確情報の更新情報を通知する(都道府県サーバ・全国サーバ)。 ・滋賀県の他の執行機関または他部署からの本人確認情報の照会要求を受け(滋賀県の他の執行樹関または地部署・都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号または5情報(氏名、氏存の振り仮名、住所、性別、生年月日)の組合せをもとに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供・移転する(都道府県サーバ・滋賀県の他の執行関または他部署)。 ・住民からの開示請求に基づき(住民→滋賀県の窓口→都道府県サーバ、当該住民の本人確認情報ファイルの検索を行う。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	認 幾い索機 報長 しい 一一 照 行

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1		都道府県サーバの運用および監視に関する業務	
①委託内容		全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化することとしたことに伴い、都道府県サーバの運用および監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。	
	いを委託する特定個 ファイルの範囲	<選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の 範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ	
	その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)が保存される都道府県サーバの運用および監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」のとおり、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	
③委託先における取扱者数		<選択肢>	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[O] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		滋賀県ホームページにおいて契約状況を公表する。	
⑥委託先名		地方公共団体情報システム機構	
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	書面による承諾	
	⑨再委託事項	都道府県サーバの運用および監視に関する業務。再委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない (直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。	
委託	事項6~10		
委託	事項11~15		
委託	委託事項16~20		

5. 特定個人情報の提供・	多転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無	[O]提供を行っている (3)件 [O]移転を行っている (1)件
IN TOTAL TO TOTAL	[] 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	住基法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	滋賀県知事より受領した本人確認情報を元に機構保存本人確認情報ファイルを更新する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [100万人以上1,000万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
①徒供力法	[] フラッシュメモリ []紙
	[O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期·頻度	市町長からの通知に基づいて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの更新を行った都度、随時。

提供先2~5		
提供先2	滋賀県の他の執行機関(教育委員会など)	
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用)	
②提供先における用途	住基法別表第六および滋賀県住民基本台帳法施行条例(平成14年滋賀県条例第15号)別表第2に掲げる、滋賀県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。	
③提供する情報	住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ◇住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法 律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基 づく経過措置である。	
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ	
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線	
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
少徒供力法	[] フラッシュメモリ [] 紙	
	[O] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム	
⑦時期·頻度	滋賀県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。	
提供先3	住基法上の住民	
12000	LEMANUM	
①法令上の根拠	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示)	
①法令上の根拠	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示) 開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部または一部の訂正、追加または削除の申出を行う。 住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日	
①法令上の根拠 ②提供先における用途	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示) 開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部または一部の訂正、追加または削除の申出を行う。 住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日 <選択肢> 1)1万人未満	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示) 開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部または一部の訂正、追加または削除の申出を行う。 住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示) 開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部または一部の訂正、追加または削除の申出を行う。 住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示) 開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部または一部の訂正、追加または削除の申出を行う。 住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示) 開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部または一部の訂正、追加または削除の申出を行う。 住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ []情報提供ネットワークシステム []専用線	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示) 開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部または一部の訂正、追加または削除の申出を行う。 住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 []情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示) 開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部または一部の訂正、追加または削除の申出を行う。 住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上100万人未満 5)1,000万人以上 「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ []情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ [〇]紙	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示) 開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部または一部の訂正、追加または削除の申出を行う。 住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日 (選択肢>	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示) 開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部または一部の訂正、追加または削除の申出を行う。 住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日 (選択肢>	

移転先1		滋賀県の他部署(税政課など)
①法令上の根拠		住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用)
②移転先における用途		住基法別表第五および滋賀県住民基本台帳法施行条例(平成14年滋賀県条例第15号)別表第1に掲げる、滋賀県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。
③移転する情報		住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ◇住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法 律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基 づく経過措置である。
④移転する情報の対象となる 本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報 本人の範囲	の対象となる	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
		[]庁内連携システム []専用線
6 移転方法		[〇] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
◎移料/万 本		[〇] フラッシュメモリ []紙
		[O] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム
⑦時期•頻度		滋賀県の他部署からの検索要求があった都度、随時。
移転先2~5		
移転先6~10		
移転先11~15	j	
移転先16~20		
6. 特定個人情報の保管・消去		肖去
①保管場所 ※		・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理および入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(またはパスワード)による認証が必要となる。・滋賀県においては、執務室で業務端末および記録媒体を保管し、退室時には施錠する等の措置を講じており、業務端末については盗難防止のためにワイヤーロックで所定の場所から移動できないようにしている。また、記録媒体は執務室内の鍵付きの金庫で保管している。なお、代表端末については、施錠管理および入退室管理(生体認証)を行っているデータセンターで保管している。
②保管期間	期間	<選択肢>
	その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)および消除者の本人確認情報は、住基法施行令 第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。
③消去方法		都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。
7. 備考		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

2. 基本	2. 基本情報		
①ファイル	レの種類 ※	<選択肢>	
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [100万人以上1,000万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象と	なる本人の範囲 ※	滋賀県内のいずれかの市町において、住基法第16条(戸籍の附票の作成)に基づき戸籍の附票に記録された者 ※消除者を含む。	
	その必要性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する必要があるため。	
④記録さ	れる項目	<選択肢> [10項目以上50項目未満] 1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上	
	主な記録項目 ※	・識別情報	
	その妥当性	 ・5情報、その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。) 法令に基づき戸籍の附票に記録された者に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(5情報、住民票コードおよびこれらの変更情報)を記録する必要がある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報(本籍および筆頭者の氏名)は含まない。 ・個人番号 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、滋賀県の他の執行機関等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票都道府県サーバに連携する場合がある。提供または移転後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。 	
	全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日		令和6年5月27日	
⑥事務担	当部署	総務部市町振興課	

3. 特定	個人情	報の入手・ℓ	使用
			[]本人又は本人の代理人
			[]評価実施機関内の他部署 ()
			[]行政機関・独立行政法人等 ()
①入手元	*		[〇] 地方公共団体・地方独立行政法人 (滋賀県内の市町)
			[]民間事業者 ()
			[O] その他 (都道府県サーバ(※入手には該当しないが、都道府県サーバから個人番号) を抽出する場合がある)
			[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
@1 T +			[]電子メール [〇]専用線 []庁内連携システム
②入手方) 法		[]情報提供ネットワークシステム
			[]その他 ()
③入手の)時期∙頻	度	戸籍の附票において、附票本人確認情報の変更または新規作成(出生等)が発生した都度入手する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、滋賀県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出する場合がある。
			法令に基づき、住民の利便の増進と国および地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外転出
			者に係る本人確認を行う上で、市町の戸籍の附票の記載事項に変更が生じた都度、当該市町を通じて 入手し、機構に通知する必要がある。
			また、入手の手段として、法令に基づき構築された専用回線である、住基ネット(※※)を用いることで、入手に係るリスクを軽減している。
④入手に	・	4 性	※なお、住基法第30条の44の6第3項に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コード
サバチに	- 水の女 =	= 11	に限る。)を利用し、第30条の15第1項または第2項の規定による事務について個人番号を提供することができるとされている。
			※※附票連携システムは、住基ネットを利用して構築されている。住基ネットは、保有情報・利用の制
			限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々な措置が講じられており、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報漏えいなどの事件や障害は一
			度も発生していない。
			滋賀県知事が当該市町の区域内における附票本人確認情報を入手することについて、住基法第30
⑤本人へ	の明示		条の41(市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)に明示されている。 ※滋賀県知事が国外転出者に係る個人番号を抽出する場合があることについて、住基法第30条の44
			の6第3項に明示されている。
			本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸籍の附
⑥使用目	的 ※		票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、滋賀県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求め
			があった場合、個人番号をその都度抽出し、第30条の15第1項または第2項の規定による事務について提供する場合がある。
	+= 0	- 기기 사	これに アック はっと いっと こうしょ こうしょ こうしょ こうしょ こうしょ こうしょ こうしょ こうしょ
		妥当性	
	3	使用部署 ※	総務部市町振興課
⑦使用の		使用者数	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 2) 50人以上50人未満 2) 50人以上50人未満 2) 50人以上50人未満 2) 50人以上500人未満
		医用有数	10人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
			・滋賀県の他の執行機関または他部署からの附票本人確認情報の照会要求を受け(滋賀県の他の
			執行機関または他部署→附票都道府県サーバ)、照会のあった住民票コードまたは5情報の組合せを 元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の附票本人確認情報を照
⑧使用方	法 ※		会元へ提供・移転する(附票都道府県サーバ→滋賀県の他の執行機関または他部署)。
			※その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供に併せて、当該個人の住民票コードを用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転す
			る場合がある。
		突合 ※	·都道府県知事保存保存附票本人確認情報ファイルの住民票コードと都道府県知事保存本人確認情報ファイルの個人番号を突合する。
	情報の ※	統計分析	該当なし
		益に影響を る決定 ※	該当なし
⑨使用開	始日		令和6年5月27日

4. 特	定個人情報ファイルの	の取扱いの委託
委託0	D有無 ※	[委託する] < 2) 委託しない (1) 件 (1) 件 ((1) 件 (((((((((((((() (((() (() (()
委託	事項1	附票都道府県サーバの運用および監視に関する業務
①委訂	〔 内容	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化することとしたことに伴い、都道府県サーバと同様に附票都道府県サーバの運用および監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。
	吸いを委託する特定個 プァイルの範囲	<選択肢> (選択肢> (選択肢> (事定個人情報ファイルの全体 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ
	その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)が保存される附票都道府県サーバの運用および監視業務を委託することによる。なお、「①委託内容」のとおり、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。
③委言	毛先における取扱者数	<選択肢>
	モ先への特定個人情報 レの提供方法	[O] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委言	モ先名の確認方法	滋賀県ホームページにおいて契約状況を公表する。
⑥委詰	托先名	地方公共団体情報システム機構
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	書面による承諾
	⑨再委託事項	附票都道府県サーバの運用および監視に関する業務。再委託する業務は、直接附票本人確認情報に 係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象と する。
委託	事項2~5	
委託	事項6~10	
委託	事項11~15	
委託	事項16~20	

5. 特定個人情報の提供・	多転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無	[O] 提供を行っている (1) 件 [O] 移転を行っている (1) 件 [O] でいない
提供先1	滋賀県の他の執行機関(教育委員会など)
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利 用)
②提供先における用途	住基法別表第六および滋賀県住民基本台帳法施行条例(平成14年滋賀県条例第15号)に掲げる、滋賀県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。
③提供する情報	住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく滋賀県の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [100万人以上1,000万人未満] 3) 10万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期·頻度	滋賀県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。
提供先2~5	
提供先6~10	
提供先11~15	
提供先16~20	

移転先1	滋賀県の他部署(税政課など)
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利 用)
②移転先における用途	住基法別表第五および滋賀県住民基本台帳法施行条例(平成14年滋賀県条例第15号)に掲げる、滋賀県知事において都道府県知事保存附票本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。
③移転する情報	住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、住所、個人番号(番号法に基づく滋賀県の他部署からの求めがあった場合に限る。) ◇住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O] フラッシュメモリ [] 紙 [O] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期·頻度	滋賀県の他部署からの検索要求があった都度、随時。
移転先2~5	
移転先6~10	
移転先11~15	
移転先16~20	

6. 特定個人情	6. 特定個人情報の保管・消去					
①保管場所 ※		・セキュリティゲートにて入退館管理をしている附票都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理および入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(またはパスワード)による認証が必要となる。 ・滋賀県においては、執務室で業務端末および記録媒体を保管し、退室時には施錠する等の措置を講じており、業務端末については盗難防止のためにワイヤーロックで所定の場所から移動できないようにしている。また、記録媒体は執務室内の鍵付きの金庫で保管している。なお、代表端末については、施錠管理および入退室管理(生体認証)を行っているデータセンターで保管している。				
②保管期間	期間	<選択肢>				
	その妥当性	附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、滋賀県の他の執行機関または他部署からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に 備えて、一時的に保存されるのみである。				
③消去方法		一時的な保存後にシステムにて自動判別し消去する。				
7. 備考	. 備考					
_						

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

- (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル
- 1. 住民票コード
- 2. 漢字氏名
- 3. 外字数(氏名)
- 4. ふりがな氏名
- 5. 生年月日
- 6. 性別
- 7. 住所
- 8. 外字数(住所)
- 9. 個人番号
- 10. 異動事由
- 11. 異動年月日
- 12. 保存期間フラグ
- 13. 清音化かな氏名
- 14. 市町村コード
- 15. 大字・字コード
- 16. 操作者ID
- 17. 操作端末ID
- 18. タイムスタンプ
- 19. 通知を受けた年月日
- 20. 外字フラグ
- 21. 削除フラグ
- 22. 更新順番号
- 23. 氏名外字変更連番
- 24. 住所外字変更連番
- 25. 旧氏 漢字
- 26. 旧氏 外字数
- 27. 旧氏 ふりがな
- 28. 旧氏 外字変更連番
- (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル
- ア 附票本人確認情報 1. 住民票コード
- 2. 氏名 漢字
- 3. 氏名 外字数
- 4. 氏名 ふりがな
- 5. 生年月日
- 6. 性別
- 7. 住所 市町村コード
- 8. 住所 漢字
- 9. 住所 外字数
- 10. 最終住所 漢字
- 11. 最終住所 外字数
- 12. 異動年月日
- 13. 旧住民票コード
- 14. 附票管理市町村コード
- 15. 附票本人確認情報状態区分
- 16. 外字フラグ
- 17. 外字パターン
- 18. 通知区分
- 19. 旧氏 漢字
- 20. 旧氏 外字数
- 21. 旧氏 ふりがな 22. 旧氏 外字変更連番
- イ その他
- 1. 個人番号(※国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、滋賀県の他の執行機関または他部 署からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、 提供・移転する場合がある。)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク
対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町側の確認に委ねられるため、市町において厳格な審査が行われることが前提となる。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町から通知を受けることとされている情報のみを入手できることが、システムで担保されている。
その他の措置の内容	_
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入	手が行われるリスク
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人性	青報が不正確であるリスク
入手の際の本人確認の措置 の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町の窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等) の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措 置の内容	市町において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることが、システムで担保されている。
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	システム上、本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)仕組みとする。また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。
その他の措置の内容	システムでは対応できない事象が発生した際に、本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて本人確認情報の入力、削除および訂正が行われていることを定期的に確認する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ※都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 県内の市町の住民の本人確認情報を管理し、県内の市町の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊および盗難、端末の不正利用およびなりすまし等を防止する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提	供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定	定個人情報の使用					
リスク1	: 目的を超えた紐付け	、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク				
宛名シス の内容	ステム等における措置	都道府県サーバと統合宛名システム間の接続は行わない。				
	都道府県サーバと庁内システム間の接続は行わない。 都道府県サーバは、集約センター内において、附票都道府県サーバと接続する。なお、都道府県サーバと附票都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。 (1) 都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス番号法で認められた場合に限り、滋賀県の他の執行機関または他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。 (2) 附票都道府県サーバ→都道府県サーバへのアクセス国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、滋賀県の他の執行機関または他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐づけが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。)。					
その他の	の措置の内容	_				
リスクへ	の対策は十分か	「 特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク2	: 権限のない者(元職	員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク				
ユーザ	認証の管理	(選択肢) (1) 行っている (2) 行っていない				
Ì	具体的な管理方法	生体認証方式(手のひらの静脈情報による照合)によって操作者認証を行う。				
アクセス 管理	ス権限の発効・失効の	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない				
ļ	具体的な管理方法	操作者ID一覧表を調製し、アクセス権限を適切に管理する。 ・退職した元職員や異動した職員等について操作者指定解除の申請を受けた際は、ただちに照合情 を削除して当該職員のアクセス権限を失効させるとともに、操作者ID一覧表に記録し、管理している。 ・操作者ID一覧表の内容を定期的に確認し、その記録を残す。				
アクセス	ス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない				
ļ	具体的な管理方法	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステムにおいて、代表端末および第 端末におけるアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。	業務			
特定個。	人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない				
ļ	具体的な方法	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、管理簿およ 申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。	 はび			
その他の	の措置の内容	_				
リスクへ	の対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク3	: 従業者が事務外で値					
リスクに	二対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・内部監査の際に管理簿を確認するとともに、担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検 または抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会、所属長を対象とするセキュリティ会議および内部監査において、目 外利用の禁止等について指導する。				
リスクへ	の対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				

リスク	74: 特定個人情報ファイ	(ルが不正に複製されるリスク
リスク	に対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。
リスク	?への対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定值	個人情報の使用における	。 その他のリスク及びそのリスクに対する措置
・スク ・都 ・本 ・本	フリーンセーバ等を利用し 道府県サーバの代表端オ 人確認情報が表示された 人確認情報の開示・訂正 人確認情報の提供状況の	にあたり、以下の措置を講じる。 、て、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ミおよび業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 画面のハードコピーは取得しない。 の請求に対し、適切に対応する。)開示請求に対し、適切に対応する。
•	持定個人情報ファイル(2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
委託 委託	先による特定個人情報の)不正入手・不正な使用に関するリスク)不正な提供に関するリスク)保管・消去に関するリスク 用等のリスク
情報(保護管理体制の確認	・平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用および監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。 ・委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づ平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運を行っている実績がある。 ・そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認めらるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。
	個人情報ファイルの閲覧 新者の制限	[制限している] <選択肢> 1)制限している 2)制限していない
	具体的な制限方法	・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務に関して、委託先である機構には、特定個人情報ファルの閲覧/更新権限を与えていない。 ・委託先(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新および本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もでない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情にアクセスできず閲覧/更新もできない。
特定化いの証	I 個人情報ファイルの取扱 已録	[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない
	具体的な方法	・委託先(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新および本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もでない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルをはに格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情にアクセスできず閲覧/更新もできない。 ・上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理的策(監視カメラなど)を講じ、不正作業が行われないようにしている。 ・チェックリストの結果について、委託先である機構より、月次で書面により「都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。

特定侧	固人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めてし	いない
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	ている。 ・委託先である機構は、日ティチェックを行い、委託プ 「都道府県サーバ集約センの報告を受けている。	次、月次、 ⁴ 元である当県 ンターの運用	年次で目的外利用は は、チェックリストの 月監視等に係る作業	および提供は認めないことを るよび提供についてのチェック お果について、機構より、月 報告について 6. セキュリー 行状況を立ち会いまたは報	クを含むセキュリ 月次で書面により ティ確認結果報告」
	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法			人情報にアクセスし	ァイルは暗号化されているた ないシステム設計としている	
特定侧	固人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めてい	いない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	条の6に規定された本人ですることを規定している。・バックアップ媒体についとき、管理簿に理由を明記上、委託先である機構にすることを規定する。・委託契約の報告条項に	確認情報のか ては、「運用 とし、媒体は 是供されたな 基づき、月2	提供された特定個人が保存期間(150年間) 設計書」において、「引き続きデータ保管・ 対き続きデータ保管・ での完了届において、「	情報ファイルについては、住)が過ぎた際に、システムに 媒体が破損や耐用年数、耐庫に格納」することにしてい レについては、契約完了時に 、特定個人情報の取扱いに 大人などの第三者が現地調	基法施行令第30 にて自動判別し消去 対用回数を超過したるが、委託契約 に返還または廃棄 ついて書面にて報
	契約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めてし	いない
	規定の内容	・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個 ・特定個人情報の目的外 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した ・委託契約終了後の特定 ・従業者に対する監督・教 ・契約内容の遵守状況に 等を契約書において定め	利用の禁止 -場合の委託 個人情報の :育 ついて報告	モ先の責任 返却または廃棄 を求める規定	^{管理措置を義務付ける。}	
	も も 生 生 生 に よる 特 定 個 人 情 イ ル の 適 切 な 取 扱 い の	[特に力を入れて行っ	ている]	<選択肢> 1)特に力を入っ 3)十分に行っ	れて行っている 2) 十分に行 ていない 4) 再委託し	
	具体的な方法	を契約で規定している。 ・再委託する業務は、直接 削除等を行わない)業務を ・委託元は、委託を受けた るよう必要かつ適切な監督	を本人確認情を対象として さ者に対して 音を行ってい	情報に係らない(直接 いる。 、委託元自らが果た いる。再委託を行う場	報保護の条項を設けており、 を本人確認情報にアクセスで すべき安全管理措置と同等 合は、委託元がその必要性 け、必要かつ適切な監督を	きず、閲覧・更新・ の措置が講じられ を厳しく審査し、再
その他	也の措置の内容	_				
リスク	への対策は十分か	[特に力を入れてし	いる]	<選択肢> 1)特に力を入っ 3)課題が残さ		55 55
性中和	まし 情報ファイルの取扱	いの季託におけるその他の	DIIフカガバ	そのリフクに対する	世 署	

再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者の業務内容や委託先との業務分担を審査した上で承認を行っているほか、随時業務状況を確認する。

5.特	定個人情報の提供・移転	伝(委託や作	青報提供ネットワーク	アシステム	を通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない
リスク	1: 不正な提供・移転か	「行われるリ	スク				
特定値 の記録	固人情報の提供・移転 ^と	[]	記録を残している]	<選択肢> 1)記録を残している	2)記釒	录を残していない
	具体的な方法	者等)をシス	ステム上で管理し、7 テム上、提供・移転に	年分保存	是供・移転を行う際に、提供 する。 見を行ったものの提供・移転		
	固人情報の提供・移転に ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定&	りていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法				いてのみ行う。なお、操作者 とっており、権限のない者は		
その化	也の措置の内容	_					
リスク	への対策は十分か	[特	に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分	}である
リスク	2: 不適切な方法で提付	供・移転が行	i われるリスク				
リスク	に対する措置の内容	民基本台帳する。 なお、相手ない相手先また、滋賀	長ネットワークシステ. 方(全国サーバ)と者 こへの情報の提供は	ムを用いる 『道府県サ なされなし への提供は		による特定値 「認証を実施し ₁ る。	国人情報の提供を防止 しているため、認証でき
リスク	への対策は十分か	[特	に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分	}である
リスク	3: 誤った情報を提供・	移転してしま	うリスク、誤った相手	手に提供・	移転してしまうリスク		
リスク	に対する措置の内容	システム ₋ る。 ②誤った相 相手方(全	手に提供・移転して 全国サーバ)と都道	された検索 しまうリス 守県サーバ	素条件に基づき得た結果を クへの措置 、の間の通信では相互認証 がシステム上担保される		
リスク	への対策は十分か	[特	に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +5	}である
特定値 する措		委託や情報技	是供ネットワークシス	テムを通	じた提供を除く。)における	その他のリス	ク及びそのリスクに対
_							

6. 情報提供ネットワークシ	人ナムとの技術	[0]接続しない(入手)	[O]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	ι	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方	法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情	情報が不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人	人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われ	れるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供	țされるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供し	てしまうリスク、誤った相手に提供し	してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク及び	バそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去					
リスク1: 特定個人情報の漏					
①NISC政府機関統一基準群					
②安全管理体制					
③安全管理規程					
④安全管理体制・規程の職 員への周知					
⑤物理的対策					
具体的な対策の内容					
⑥技術的対策					
具体的な対策の内容					
⑦バックアップ					
⑧事故発生時手順の策定・ 周知					
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか					
その内容					

	再発防止策の内容	【事案①】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。 【事案②】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 【事案③】 ・ 庁内で事案の共有を行い、再発防止が徹底できていなかったことを受けて改めて注意喚起を実施した。 ・ ホームページに掲載するファイルは、管理用ファイルと保存先を別にする。 ・ ホームページ掲載前に、複数の職員による確認を徹底し、ホームページ掲載後、直ちに掲載状況を確認する。 ・ 個人情報保護および情報セキュリティに関する意識を高める課内研修を実施する。			
⑩死和	当の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している	
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とと 本人確認情報の保存期間)に		による消除後、住基法施行令	☆第30条の6(都道府県における
その他	也の措置の内容	_			
リスク	への対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	2: 特定個人情報が古	い情報のまま保管され続けるリ	ノスク		
リスクに対する措置の内容		新が行われる仕組みとなって	いるため、	古い情報のまま保管されるこ に実施し、保存する本人確認	ネットを通して本人確認情報の更 とはない。 情報が最新であるかどうかを確認
リスク	への対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずいつまでも存在するリ	スク		
消去	手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	手順の内容	第30条の6に定める保存期間・磁気ディスクの廃棄時は、要す。 また、専用ソフトによるフォーマにする。	間を経過した で領に基づき マット、物理 づき、管理領 寺確認してし	と後にシステム的に消去する を、内容の消去、破壊等を行 的粉砕等を行うことにより、「 章を作成し、保管および廃棄 いる。	うとともに、管理簿にその記録を残 内容を読み出すことができないよう の状況を記録するとともに、運用が
その他の措置の内容		-		√ \22 LF 6± \	
リスクへの対策は十分か		[特に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			けする措置		
_					

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

2. 特定個人情報の人手(情報提供ネットワークシステムを通じた人手を除く。)					
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク					
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの 附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報に限定される。この場合、市町村CS から対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の 担保は市町側の確認に委ねられるため、市町において厳格な審査を行われることが前提となる。また、 対象者以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。				
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システムで担保する。 また、対象者の個人番号以外の個人情報は入手できないことを、システムにより担保する。				
その他の措置の内容	_				
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク2: 不適切な方法で入	手が行われるリスク				
リスクに対する措置の内容	附票本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。 また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、滋賀県の他の執行機関ま たは他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手することを、システムにより担保する。				
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク3: 入手した特定個人性	青報が不正確であるリスク				
入手の際の本人確認の措置 の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町の窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等) の提示を受け、本人確認を行う。 個人番号については、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから入手するため、該当なし。				
個人番号の真正性確認の措 置の内容	市町において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保する。また、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で真正性が担保されている。				
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	システム上、附票本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、既に消除されている者に対して、消除を要求する通知があった場合に当該処理をエラーとする。) 仕組みとする。また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。個人番号については、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で正確性が確保されている。				
その他の措置の内容	システムでは対応できない事象が発生した際に、附票本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて附票本人確認情報の入力、削除および訂正が行われていることを定期的に確認する。				
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク					
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを(※)用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ※附票都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 都道府県内の市町の住民の附票本人確認情報を管理し、県内の市町の市町村CSや附票全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊および盗難、端末の不正利用およびなりすまし等を防止する。				
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

3. 特定個人情報の使用					
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク					
宛名システム等における措置 の内容	附票都道府県サーバと統合宛名システム間の接続は行わない。				
事務で使用するその他のシス テムにおける措置の内容	庁内システムと附票都道府県サーバとの接続は行わない。 附票都道府県サーバは、集約センター内において、都道府県サーバと接続する。 なお、附票都道府県サーバと都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。 (1) 附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、滋賀県の他の執行機関または他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐づけが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。)。 (2) 都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、滋賀県の他の執行機関または他部署等からの求めに応じ、国外転出				
その他の措置の内容	者に係る個人番号を連携する場合。				
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク2: 権限のない者(元職	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
ユーザ認証の管理	<選択肢> 「行っている				
具体的な管理方法	生体認証方式(手のひらの静脈情報による照合)によって操作者認証を行う。				
アクセス権限の発効・失効の 管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない				
具体的な管理方法	・操作者ID一覧表を調製し、アクセス権限を適切に管理する。 ・退職した元職員や異動した職員等について操作者指定解除の申請を受けた際は、ただちに照合情報を削除して当該職員のアクセス権限を失効させるとともに、操作者ID一覧表に記録し、管理している。 ・操作者ID一覧表の内容を定期的に確認し、その記録を残す。				
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない				
具体的な管理方法	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、附票都道府県サーバの検索サブシステムにおいて、代表端末および 業務端末(都道府県サーバと共用する。)におけるアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。				
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない				
具体的な方法	・附票本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により附票本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、管理簿および申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。				
その他の措置の内容	_				
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク					
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・内部監査の際に管理簿を確認するとともに、担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索または抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会、所属長を対象とするセキュリティ会議および内部監査において、目的外利用の禁止等について指導する。				
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク					
リスク	に対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。			
リスクへの対策は十分か		[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
特定值	固人情報の使用における	その他のリスク及びそのリスクに対する措置			
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり附票本人確認情報を表示させない。 ・附票都道府県サーバの代表端末および業務端末(都道府県サーバと共用する。)のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・附票本人確認情報が表示された画面のハードコピーは取得しない。					
4. 特	定個人情報ファイルの	の取扱いの委託 []委託しない			
委託 委託 委託	たによる特定個人情報の)不正入手・不正な使用に関するリスク)不正な提供に関するリスク)保管・消去に関するリスク 目等のリスク			
情報化	保護管理体制の確認	・平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用および監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。・委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づ平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運見を行っている実績がある。・そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認めらるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。			
特定個人情報ファイルの閲覧 者・更新者の制限		[制限している] <選択肢> 1)制限している 2)制限していない			
	具体的な制限方法	・附票都道府県サーバの運用および監視に関する業務に関して、委託先である機構には、特定個人情報ファイルの閲覧/更新権限を与えていない。 ・委託先(再委託先を含む。)には、附票本人確認情報の更新および附票本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更まもできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを外体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。			
サ定個人情報ファイルの取扱いの記録		[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない			
	具体的な方法	・委託先(再委託先を含む。)には、附票本人確認情報の更新および附票本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを傾に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 ・上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理的対策(監視カメラなど)を講じ、不正作業が行われないようにしている。・チェックリストの結果について、委託先である機構より、月次で書面により「附票都道府県サーバ集約・シターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。			

特定個人情報の提供ルール		[定めている]	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	ている。 ・委託先である機構は、日次、 ティチェックを行い、委託元でる 「附票都道府県サーバ集約セ 報告」の報告を受けている。	月次、年2 ある当県は ンターの運	で目的外利用および、チェックリストの結 3、チェックリストの結 3用監視等に係る作業	び提供は認めないことを契約書上明記し が提供についてのチェックを含むセキュリ 果について、機構より、月次で書面により 業報告について 6. セキュリティ確認結果 大況を立ち会いまたは報告を受けることを
	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	・委託先(再委託先を含む。)/ 託先を含む。)がファイル内の		青報にアクセスしない	ルは暗号化されているため、委託先(再委 システム設計としている。
特定個	固人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	存期間が過ぎた際に、システム・バックアップ媒体についてはとき、管理簿に理由を明記し、上、委託先である機構に提供することを規定する。・委託契約の報告条項に基づ	ムにて自動 、「運用設設 媒体は引き された特定 き、月次の)判別し消去すること 計書」において、「媒体 き続きデータ保管庫に で個人情報ファイルに 守了届において、特	はファイルについては、本人確認情報の保 を規定している。 本が破損や耐用年数、耐用回数を超過した に格納」することにしているが、委託契約 ついては、契約完了時に返還または廃棄 定個人情報の取扱いについて書面にて報 などの第三者が現地調査し、適正に運用さ
	紹舎中の特定個人情イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	規定の内容	・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情 ・特定個人情報の目的外利用 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合 ・委託契約終了後の特定個人 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況につい 等を契約書において定めると	の禁止 合の委託先 情報の返記 て報告を求	この責任 却または廃棄 なめる規定	措置を義務付ける。
	も	[特に力を入れて行ってい	る]	<選択肢> 1)特に力を入れて 3)十分に行ってい	行っている 2) 十分に行っている ない 4) 再委託していない
	具体的な方法	を契約で規定している。 ・再委託する業務は、直接附乳質・更新・削除等を行わない)・ ・委託元は、委託を受けた者に るよう必要かつ適切な監督を	票本人確認 業務を対象 こ対して、ま 行っている	は情報に係らない(直 さとしている。 を託元自らが果たすっ 。再委託を行う場合(護の条項を設けており、従事者への周知 接附票本人確認情報にアクセスできず、閲 べき安全管理措置と同等の措置が講じられ は、委託元がその必要性を厳しく審査し、再 必要かつ適切な監督を行っている。
その他の措置の内容		_			
リスクへの対策は十分か		[特に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れて 3)課題が残されて	
44 15				011-51-11-7-14-5	

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者の業務内容や委託先との業務分担を審査した上で承認を行っているほか、随時業務状況を確認する。

5. 特定個人情報の提供・移転	伝 (委託や情報提供ネットワ	ークシスティ	ムを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク					
特定個人情報の提供・移転 の記録	[記録を残している	5]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記	記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報(個人番号、) 者等)をシステム上で管理しなお、システム上、提供・移	し、7年分保存	存する。		
特定個人情報の提供・移転に 関するルール	記録を残す。]	<選択肢> 1) 定めている	2)定	さめていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	住基法等において定められ がその業務を行うために必				
その他の措置の内容	_				
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れてい	る]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +	-分である
リスク2: 不適切な方法で提	共・移転が行われるリスク				
リスクに対する措置の内容	連携手段として通信の記録 票連携システムを用いるこ なお、附票全国サーバと附 ない相手先への情報の提供 また、滋賀県の他の執行機 携を行う必要がある場合に	とにより、不証 票都道府県・ 共はなされな 銭関への提供	適切な方法による特定個人 サーバの間の通信では相互 いことがシステム上担保さぇ および他部署への移転のオ	、情報の提供 互認証を実施 れる。 ため、媒体へ	を防止する。 動しているため、認証でき い出力するまたは回線連
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れてい	る]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +	-分である
リスク3: 誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤った	相手に提供	・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	る。 ②誤った相手に提供・移転	旨定された検 してしまうリス 3道府県サー	素条件に基づき得た結果を スクへの措置 バの間の通信では相互認詞	証を実施して	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れてい	ර]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +	-分である
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
_					

6. 情報提供ネットワークシ	人ナムとの技術	[0]接続しない(入手)	[O]接続しない(提供)			
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク						
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か	ι	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			
リスク2: 安全が保たれない方	法によって入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			
リスク3: 入手した特定個人情	情報が不正確であるリスク					
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			
リスク4: 入手の際に特定個人	人情報が漏えい・紛失するリスク					
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			
リスク5: 不正な提供が行われ	れるリスク					
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			
リスク6: 不適切な方法で提供	țされるリスク					
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク						
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			
情報提供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク及び	バそのリスクに対する措置				

7. 特定個人情報の保管・消去				
リスク1: 特定個人情報の漏	えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない <選択肢> 1)特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4)政府機関ではない			
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない			
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない			
④安全管理体制・規程の職 員への周知	[特に力を入れて周知している] <選択肢> 1)特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない			
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない			
具体的な対策の内容	・ ・ ・ ・			
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない			
具体的な対策の内容	・OSのセキュリティホールに対するセキュリティ更新プログラム、住基ネット業務アプリケーションの修正 プログラムおよびウィルス対策ソフトのパターンファイルを配信された都度更新する。 ・都道府県サーバ集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。			
⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない			
⑧事故発生時手順の策定・ 周知	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない			
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	く選択肢> [発生あり] <選択肢> 1)発生あり 2)発生なし			
その内容	【事案①】 令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検査事業の委託先事業者において、当該事業の利用施設に対してアンケートをメール送信した際に、「BCO」にメールアドレスを入力すべきところ、誤って全宛先的表示される状態で送信したため、対象施設のメールアドレス:897施設分(個人アドレスの可能性があるものを一部含む。)が流出した。 送信先の施設から委託先事業者に対して、指摘の連絡があり、事態が発覚した。 令和7年8月26日時点で被害者から当該事案に基づく個人情報の不正利用は報告されていない。 【事案②】 「しがCO:ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言の賛同者一覧を県ホームページ上で公表しているが、通常、全ての賛同者の申込情報(氏名、居住市町名ならびにメールアドレス)を管理するExcelファイルがら、公表してよいと回答した対象者分の必要情報のみを抽出し、PDFファイルではなく個人の氏名(ニックネーム含む)6,646件(うち公表不可5,095件)および事業所名・団体名348件(うち公表不可22件)等が掲載された全体管理用のExcelファイルを消息的正子まで掲載した。 職員が更新の確認をした際に、個人情報等が掲載されているExcel形式でファイルを更新したことが判りし、事態が発覚した。 令和7年8月26日時点で被害者から当該事案に基づく個人情報の不正利用は報告されていない。 【事案③】 喫煙可能室の設置について健康増進法に基づく届出があった施設(飲食店)の施設名称、所在地、喫煙場所の設置形態を公表するため、担当者の管理用Excelファイルから3項目を抽出した一覧表(PDFファイル)を掲載している。 令和5年7月10日に掲載した際に、誤って担当者の管理用Excelファイルを公表し、676件の施設(飲食店)について、公表している3項目以外の届出情報(管理権原者(届出者)の氏名・住所・電話番号等)を令和6年1月26日まで掲載していた。 の売れましていて、公表している3項目以外の届出情報(管理権原者(届出者)の氏名・住所・電話番号等)を令和6年1月26日まで掲載している3項目以外の届出情報(管理権原者(届出者)の氏名・住所・電話番号等)を令和6年1月26日まで掲載していた。 当該一覧表に個人情報が含まれている恐れについて指摘があった旨の連絡があり、事態が発覚した。 令和7年8月26日時点で被害者から当該事案に基づく個人情報の不正利用は報告されていない。			

	再発防止策の内容	【事案①】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。 【事案②】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 【事案③】 ・ 庁内で事案の共有を行い、再発防止が徹底できていなかったことを受けて改めて注意喚起を実施した。 ・ ホームページに掲載するファイルは、管理用ファイルと保存先を別にする。 ・ ホームページ掲載前に、複数の職員による確認を徹底し、ホームページ掲載後、直ちに掲載状況を確認する。 ・ 個人情報保護および情報セキュリティに関する意識を高める課内研修を実施する。					
⑩死者	皆の個人番号	[保管していない] <選択肢> 1)保管している 2)保管していない					
	具体的な保管方法	_					
その他	也の措置の内容						
リスク	への対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク	2: 特定個人情報が古	い情報のまま保管され続けるリスク					
リスク	に対する措置の内容	附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供される個人番号は、滋賀県の他の執行機関または他部署等からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて一時的に保存がされるのみであり、情報が更新される必要はない。					
リスク	への対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずいつまでも存在するリスク					
消去	手順 	[定めている] <選択肢> 2) 定めていない					
	手順の内容	・障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えた一時的な保存の終了後、特定個人情報を、システムにて自動判別し消去する(消去されたデータは、復元できない)。 ・磁気ディスクの廃棄時は、要領に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、管理簿にその記録を残す。 また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉砕等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・帳票については、要領に基づき、管理簿を作成し、保管および廃棄の状況を記録するとともに、運用が適切になされていることを適時確認している。 ・廃棄時には、要領に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、管理簿にその記録を残す。					
その他	也の措置の内容	_					
リスクへの対策は十分か		[特に力を入れている] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
特定個	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
_							

Ⅳ その他のリスク対策※

①自己点検		[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的なチェック方法	下記②の監査に先立ち、住基ネットを利用する各所属、システム管理所属、ネットワーク管理所属、施設管理所属等、住基ネットに関係する全所属において、チェックシートを用いた自己点検を実施する。
	<u> </u>	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な内容	住基ネットを利用する各所属、システム管理所属、ネットワーク管理所属、施設管理所属等、住基ネットに関係する全所属に対して、実地監査を実施する。2年間で全所属の監査を行う。 実地監査では上記①の自己点検結果に基づいて、主に以下の事項を確認し、必要に応じて改善指導を行うとともに改善計画の提出を求める。 ①本人確認情報等の利用業務に係る端末機の管理状況 ②本人確認情報等の利用業務に係る端末機利用記録の管理状況 ③本人確認情報等の管理状況 ④本人確認情報等の管理状況 ④所属の環境および設備 ⑤その他、監査担当がセキュリティ上必要と認める事項等
2. 従	業者に対する教育・日	
 送業者	に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	【担当職員】 ・住基ネット関係職員に対して、初任時および一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させるための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・住民基本台帳法をはじめとする関係法令により、担当職員が正当な目的がなく個人情報を提供した場合や不正な利益を図る目的で個人情報の提供または盗用を行ったり、職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して個人の情報を収集した場合には罰則が科せられる。また、地方公務員法により懲戒分対象となりうる。 ・担当職員の違反行為が発覚した場合、総合企画部DX推進課および総務部人事課に報告し、本人おび管理監督者に厳重注意を行い、必要に応じて本人の操作権限を停止する。 【委託事業者(再委託を含む)】 ・「個人情報取扱特記事項」の遵守を義務付けている。 ・従事者の不正行為があった場合は、県は契約の解除ができる。
3. そ	の他のリスク対策	

V 開示請求、問合せ

1. 特	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
①請求先		総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部市町振興課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3233				
②請求		指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。				
	特記事項	県のホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。				
③手数	牧料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 写しの交付)				
④個丿	人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない				
	個人情報ファイル名	住民基本台帳法に基づく本人確認情報の開示事務、住民基本台帳法に基づく本人確認情報の訂正事 務				
	公表場所	総合企画部県民活動生活課県民情報室 総務部市町振興課 各合同庁舎行政情報コーナー				
⑤法令	合による特別の手続					
⑥個人情報ファイル簿への不 記載等		_				
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
①連絡先		総務部市町振興課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3233				
②対6	芯方法	問い合わせの際に、対応記録を残し、関係法令に照らして適切に回答する。				

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価					
①実施日	令和7年1月17日				
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)				
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取				
①方法	県民政策コメント(パブリックコメント)に準じて実施				
②実施日•期間	令和5年10月11日から令和5年11月10日までの1ヶ月間				
③期間を短縮する特段の理 由	_				
④主な意見の内容	「県が特定の人に情報を見せるのではないか」、「職員以外の者が不正に情報を取得するようなことはないか」といったセキュリティ対策に関する意見・懸念				
⑤評価書への反映	セキュリティ対策はすでに評価書に十分反映されていることから、今回のパブリックコメントを受けての評価書の修正は行わない。				
3. 第三者点検					
①実施日	令和5年12月4日から令和5年12月14日まで				
②方法	滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会 個人情報保護部会に諮問				
③結果	本評価書に記載された特定個人情報フェイルの取扱いについて、点検の結果、記載内容は適当である旨、答申を受けた。				
4. 個人情報保護委員会の	承認 【行政機関等のみ】				
①提出日					
②個人情報保護委員会によ る審査					

(別添3)変更箇所

) 发更固所	**************************************	*****	ARRIVE NAVARIO	All checking a be 7 All on
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月25日	V 開示請求、問合せ - 1. 特 定個人情報の開示・訂正・利 用停止請求 ①請求先	総合政策部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3121	総合政策部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部市町振興課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3233	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成28年1月25日	V 開示請求、問合せ — 1. 特 定個人情報の開示・訂正・利 用停止請求 ②請求方法一特記事項	-	県のホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成28年1月25日	V 開示請求、問合せ - 1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④特定個人情報ファイル簿の 公表 - 公表場所	総合政策部県民活動生活課県民情報室	総合政策部県民活動生活課県民情報室 総務部市町振興課 各合同庁舎行政情報コーナー	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成28年4月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取 扱いプロセスにおけるリスク対 策 - 7、特定個人情報の保 管・消去 ⑤過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成28年4月8日	扱いプロセスにおけるリスク対 策 - 7. 特定個人情報の保 管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施	平成25年4月8日(月)、本県男女共同参画課において、過去に開催したイベントの参加者と女性有識人材リスト登録者からなる個人情報373人分(内、335人分はパスワード設定あり、38人分はパスワード設定なし、が記録されていた可機型ハードディスクを紛失したことが判明した。平成25年3月18日(月)には所定の保管場所(執務室内事務和版置さの上)にあることが確認されていたが、その後、4月8日(月)に再確認するまでの間に紛失したものと思われる。	_	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成28年4月8日	扱いプロセスにおけるリスク対 策 - 7. 特定個人情報の保 管・消去 ③過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関	・個人情報が記録された外部記憶媒体(可搬型 ハードディスク含む)は施錠管理および台帳化	_	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
	Ⅳ その他のリスク対策 — 2. 従業者に対する教育・啓発 — 具体的な方法	する必要な知識や技術を習得させるための研修を実施するとともに、その記録を残す。・・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律により、担当職員が正当な目的がなく個人情報を提供した場合には2年以下の懲役または100万円以下の罰金が課され、不正な利益を図る目的で個人情報の提供または盗用を行ったり、職務の用以外の用に供する目的で職権を選用して個人の情報を収集した場合には1年以下の懲役または50万円以下の罰金が加重されている。・・担当職員の違反行為が発覚した場合、総合政策部情報政策課T企画室および総務部人事課	・住基ネット関係職員に対して、初任時および一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。・・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させるための研修を実施するとともに、その記録を残す。・・行政機関の保護に関する法律により、担当職員が正当な目的がなく個人情報を提供した場合には2年以下の窓役または100万円以下の罰金が課され、不正な利益を図る目的で債報の提供または盗用を行ったり、職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して個人の情報を収集した場合には1年以下の窓役または50万円以下の罰金が加重されている。・・担当職員の違反行為が発覚した場合、県民生活的情報政策課IT企画室および総務部り事課に報告し、本人および管理監督者に厳重注意を行い、必要に応じて本人の操作権限を停止する。。	事後	重要な変更に当たらない変更 (組織の名称の変更)
平成28年4月1日	V 開示請求、問合せ - 1. 特 定個人情報の開示・訂正・利 用停止請求 ①請求先	総合政策部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部市町振興課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3233	県民生活部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務都市町振興課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3233	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成28年4月1日	用停止請求	総合政策部県民活動生活課県民情報室 総務部市町振興課 各合同庁舎行政情報コーナー	県民生活部県民活動生活課県民情報室 総務部市町振興課 各合同庁舎行政情報コーナー	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成29年4月1日	I 基本情報 - 7評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 中嶋 毅	課長 林 毅	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 - 7. 特定個人情報の保管:消去 ⑤過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		発生あり	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成30年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 一 7. 特定個人情報の保管:消去。過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかー その内容		平成26年6月に滋賀県母子父子寡婦福祉資金 資付金に関する個人情報(146人分)が記録された市所有のUSBメモリが、市から滋賀県子ども・青少年局へ送付する過程で所在不明になった。当該USBメモリは、起動時にバスワードが必要であると同時に、ファイルを開くためには専用ソフトが必要となるため、高い安全性が担保されており、当時の県担当者と市課長は情報漏えいの危険性はないと判断した。 平成27年1月まで県担当者と市課長は情報漏えいの危険性はないと判断した。 中成27年1月まで県担当者と市で関で、情報交換しなが60以Bメモリの所在確認を行ってきたが、その後、具体的な確認作業は行われず、また県では上司への報告、市では課長間の引き継ぎも行われないまま、平成30年3月に市の課長が本事業について認知することとなった。その後、県および市が改めてUSBメモリの所在および事業の経過について確認を行った。	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成30年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 - 7. 特定個人情報の保管 消去 9過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか - 再発防止策の内容	-	組織として長期間に渡り当該事案について把握されていなかったことについて、「滋賀県情報セキュリティ緊急時対応計画(全庁版)」および「滋賀県が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」において対応する必要があることを改めて周知した。	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成31年1月31日	I 基本情報 - 7評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 林 毅	課長	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成31年4月1日	Ⅴ 開示請求、問合せ 一 1. 特		丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部市町振興課	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成31年4月1日	用停止請求	県民生活部県民活動生活課県民情報室 総務部市町振興課 各合同庁舎行政情報コーナー	総合企画部県民活動生活課県民情報室 総務部市町振興課 各合同庁舎行政情報コーナー	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成31年4月1日	Ⅳ その他のリスク対策 — 2. 従業者に対する教育・啓発 — 具体的な方法	定期間毎に、必要な知識の習得に資するため の研修を実施するとともに、その記録を残す。 住基ネットの各責任者に対して、その管理に関 する必要な知識や技術を習得させるための研 修を実施するとともに、その記録を残す。 ・行政機関の保有する個人情報の保護に関す る法律により、担当職員が正当な目的がなく個 人情報を提供した場合には2年以下の懲役また は100万円以下の罰金が課され、死立な利益を 図る目的で個人情報の提供または盗用を行っ	画部情報政策課ICT企画室および総務部人事	事後	重要な変更に当たらない変更 (組織の名称の変更)
令和2年3月19日	I 基本情報ー5. 個人番号の 利用	法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する 都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への 本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の11(通知都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	事後	重要な変更に当たらない変更 (形式的な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月19日	(別添1)事務の内容(備考)	3. 本人確認情報の開示に関する事務 3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。	3. 本人確認情報の開示に関する事務 3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。(特定個人情報を含まない。)	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
令和2年3月19日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概 要-2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年6月予定	2015/8/4	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
令和2年3月19日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-3. 特定個人情報の入手・使用⑨使用開始日	2015/6/1	2015/8/4	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
令和2年3月19日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要一5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うもの除く。)一提供先2 ②提供先における用途	住基法別表第六に掲げる、滋賀県の他の執行 機関への情報提供が認められる事務の処理に 用いる。	住基法別表第六および滋賀県住民基本台帳法施行条例(平成14年滋賀県条例第15号)別表第2に掲げる、滋賀県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
令和2年3月19日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うもの除く。) 一提供先2 ③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ◇住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に任う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第20条第9項および第22条第7項に基づく経過措置である。	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 今住民票コードについては、行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に 関する法律(平成25年5月31日法律第28号) 第22条第7項に基づく経過措置である。	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
令和2年3月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うもの除く。) 一移転先1 ②移転先における用途	住基法別表第五に掲げる、滋賀県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	住基法別表第五および滋賀県住民基本台帳法施行条例(平成14年滋賀県条例第15号)別表第1に掲げる、滋賀県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
令和2年3月19日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 - 5. 特定個人情報の提供、移転(委託に伴うもの除く。) 一移転先1 (③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ◇住民票コードについては、行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に 関する法律(平成254年5月31日法律第28号) 第20条第9項および第22条第7項に基づ〈経 過措置である。	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 今住民票コードについては、行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に 関する法律(平成25年5月31日法律第28号) 第22条第7項に基づく経過措置である。	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
令和2年3月19日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うもの除く。) 一移転先1 (⑥移転方法	【 】フラッシュメモリ	【 〇 】フラッシュメモリ	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
令和2年3月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 - 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	管理および入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管す	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理おどび入退室管理と覧視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理りを行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDノパスワードによる認証が必要となる。・滋賀県においては、執務室で業務端末および記録媒体を保管し、退室時には施錠する等の措置を講じており、業務端末については盗難防止のためにワイヤーロックで所定の場所から移動できないようにしている。また、記録媒体は執務室内の鍵付きの金庫で保管している。なお、代表端末については、施錠管理および入退室管理生体認証を行っているデータセンターで保管している。	事後	重要な変更に当たらない変更 (個人のプライバシー等の権 利利益に影響を与え得る特定 個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを明らか に軽減させる変更)
令和2年3月19日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 生年月日、6. 性別7. 住所、8. 外字数(住所)、9. 個人番号、10. 異動事由、11. 異動年月日、12. 保存期間フラグ、13. 清音化かな氏名、14. 市町村コード、15. 大字・字コード、16. 操作者ID、17. 操作端末ID、18. タイムスタンブ、19. 通知を受けた年月日、20. 外字フラグ、21. 削除フラグ、22. 更新順番号、23. 氏名外字変更連番、24. 住所外字変更連番	フラグ、13. 清音化かな氏名、14. 市町村コー	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月19日	Ⅲ特定個人情報取り扱いプロセスにおけるリスク対策 - 4、特定個人情報保護ファイルの取扱いの委託 - 情報保護管理体制の確認	している。	び集約化された都道府県サーバの運用および 監視に関する業務を機構の前身である財団法 人地方自治情報センターへ委託することを議決 している。 ・委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。 ・そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付	事後	重要な変更に当たらない変更 (形式的な変更)
令和2年3月19日	Ⅲ特定個人情報取り扱いプロセスにおけるリスク対策-7.特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策-具体的な対策の内容	・都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 ・都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・滋賀県においては、執務室に業務端末を設置し、退室時には施錠する等の措置を講じている。また、記録媒体は執務室内の鍵付きの金庫で保管している。なお、代表端末については、施錠管理および入退室管理(生体認証)を行っている。データセンターで保管している。	・都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 ・都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・滋賀県においては、執務室で業務端末および記録媒体を保管し、退室時には施錠する等の計量産業にており、業務端末については宏難防止のためにワイヤーロックで所定の場所から移動できないようにしている。また、記録媒体は執務室内の鍵付きの金庫で保管している。なお、代表端末については、施錠管理とよび入退室管理生体認証を行っているデータセンターで保管している。	事後	重要な変更に当たらない変更 (個人のプライバシー等の権 利利益に影響を与え得る特定 個人情報の漏洩その他の事 態を発生させるリスクを明らか に軽減させる変更)
令和2年3月19日	Ⅳ その他のリスク対策 — 2. 従業者に対する教育・啓発 — 具体的な方法	・住基ネット関係職員に対して、初任時および一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させるための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律により、担当職員が正当な目的がなく個人情報を提供した場合には2年以下の懲役または100万円以下の罰金が課され、正立な利益を図る目的で個人情報の提供または盗用を行を以り、職務の用以外の用に供する目的で職権を選の目的で個人情報の提供または盗用を行をり、職務の用以外の用に供する目的で職権を下の懲役または50万円以下の罰金が加重されている。 ・担当職員の違反行為が発覚した場合が加重されている。 ・担当職員の違反行為が発覚した場合が各合企画部情報政策課に1个値一室許太び終務が人事課に報告し、本人および管理監督者に厳重注意を行い、必要に応じて本人の操作権限を停止する。	修を実施するとともに、その記録を残す。 ・住民基本台帳法をはじめとする関係法令により、担当職員が正当な目的がなく個人情報を提供した場合や不正な利益を図る目的で個人情報を提切しまたは盗用を行ったり、職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して個人の情報を収集した場合には罰則が科せられる。また、地方公務員法により懲戒処分対象となりうる。 ・担当職員の違反行為が発覚した場合、総合企画部情報政策課に了企画室式よび総務部人事課に報告し、本人および管理監督者に厳重注意を行い、必要に応じて本人の操作権限を停止	事後	重要な変更に当たらない変更 (個人のプライバシー等の権 利利益に影響を与え得る特定 個人情報の漏洩その他の悪 態を発生させるリスクを明らか に軽減させる変更)
令和4年1月26日	Ⅳ その他のリスク対策 — 2. 従業者に対する教育・啓発 — 具体的な方法	【担当職員】 ・住基ネット関係職員に対して、初任時および一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。・・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関修を実施するとともに、その記録を残す。・・住民基本台帳法をはじめとする関係法令により、担当職員が正当な目的がなく個人情報を提供または盗用を行ったり、職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して個人の情報を収集した場合には罰則が科せられる。また、地方公務員法により懲戒処分対象となりうる。・・担当職員の違反行為が発覚した場合、総合企画部情報政策課に了企画室および総務部人事課に報告し、本人および管理監督者に厳重注意を行い、必要に応じて本人の操作権限を停止する。 【委託事業者(再委託を含む)】 ・「個人情報取扱特記事項」の遵守を義務付けている。・・従事者の不正行為があった場合は、県は契約の解除ができる。	【担当職員】 ・住基ネット関係職員に対して、初任時および一定期間毎に、必要な知識の習得に資するため、・住基ネットの各責任者に対して、その記録を残す。・・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させるための研修を実施するとともに、その記録を残す。・・住民基本台帳法をはじめとする関係法令により、担当職員が正当な目的がなく個人情報を提供した場合が正立な目的で個人情報の提供または盗用を行ったり、職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して個人の情報を収集した場合には罰則が科せられる。また、地方公務員法により懲戒処分対象となりうる。・・担当職員の違反行為が発覚した場合、総合企画部情報政策課および総務部人事課に報告し、本人および管理監督者に厳重注意を行い、必要に応じて本人の操作権限を停止する。【委託事業者(再委託を含む)】・・「個人情報取扱特記事項」の遵守を義務付けている。・・徒事者の不正行為があった場合は、県は契約の解除ができる。	事後	重要な変更に当たらない変更 (組織の名称の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 - 7. 特定個人情報の 保管:消去 - リスク1: 特定 個人情報の漏えい・滅失・毀 損リスク - ⑤過去3年以内 に、評価実施機関において、 個人情報に関する重大事故 が発生したか - その内容	平成26年6月に滋賀県母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する個人情報(146人分)が記録された市所有のUSBメモリが、市から滋賀県子ども・青少年局へ送付する過程で所在不明になった。当該USBメモリは、起動時にバスワードが必要であると同時に、ファイルを開たものには専用ソフトが必要となるため、高い安全性が担保されており、当時の県担当者と市課長は情報漏えいの危険性はないと判断した。間で、情報で投入すりまで果担当者と市の間で、情報交換しながらUSBメモリの所在確認を行ってきたが、その後、具体的な確認作業は行われず、また課では上司への報告、市では課長間の引きた果では上司への報告、市では課長間の引きた果では上司への報告、市では課長間の引きた果では上司への報告、市では課長間の引きまとなった。その後、県および市が改めてUSBメモリの所在および事案の経過について確認を行った。	令和2年2月にスポーツボランティア支援事業の委託先業者において、同事業の登録者に対してポランティア情報をメール送信した際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきところ、誤って「CC」に入力して送信しため、他の受信者のメールアドレスが表示される状態となり、個人情報(メールアドレス3,010件)が流出した。	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
令和4年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 一 7 、 特定個人情報の 保管・消去 ー リスク1・特定 個人情報の漏えい・滅失・毀 損リスク ー ②過去3年以内 に、評価実施機関において、 個人情報に関する重大事故 が発生したか ー 再発防止策 の内容	組織として長期間に渡り当該事案について把握されていなかったことについて、「滋賀県情報セキュリティ祭急時対応計画(全庁版)」および「滋賀県が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」において対応する必要があることを改めて周知した。	受託者に対する再発防止に向けた指導および 庁内で本件事案の共有・注意喚起を行った。	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
令和4年4月1日		【担当職員】 ・住基ネット関係職員に対して、初任時および一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関係を実施するとともに、その記録を残す。・住民基本台帳法をはしめとする関係法令により、担当職員が正当な目的がなく個人情報を開催を活力にの個人情報を収集した場合や不正な利益を図る目的で個人情報を収集した場合とは罰則が科せられる。また、地方公務員法により懲戒処分対象となりうる。・担当職員の違反行為が発覚した場合、総合企画都情報政策課および総務部人事課に報告し、本人および管理監督者に厳重注意を行い、必要に応じて本人の操作権限を停止する。 【委託事業者(再委託を含む)】・「個人情報取扱特記事項」の遵守を義務付けている。・従事者の不正行為があった場合は、県は契約の解除ができる。	【担当職員】 ・・住基ネット関係職員に対して、初任時および一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。・・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関係を実施するとともに、その記録を残す。・・住民基本台帳法をはじめとする関係法令により、担当職員が正当な目的がなく個人情報を提供した場合や不正な利益を図る目的で個人情報を収集した場合には罰則が科せられる。また、地方公務員法により懲戒処分対象となりうる。・・担当職員の違反行為が発覚した場合、総合企画部の推進課および総務部人事課に報告し、本人および管理監督者に厳重注意を行い、必要に応じて本人の操作権限を停止する。 【委託事業者(再委託を含む)】・「個人情報取扱特記事項」の遵守を義務付けている。・・従事者の不正行為があった場合は、県は契約の解除ができる。	事後	重要な変更に当たらない変更 (組織の名称の変更)
令和5年7月12日	保管・消去 - リスク1: 特定	令和2年2月にスポーツボランティア支援事業の委託先業者において、同事業の登録者に対してボランティア情報をメール送信した際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきところ、誤って「CC」に入力して送信したため、他の受信者のメールアドレスが表示される状態となり、個人情報(メールアドレス3,010件)が流出した。	・令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検査事業の委託先事業者において、当該事業の利用施設に対してアンケートをメール送信した際に、「BGC(Jにメールアドレスを入力すべきところ、誤って全宛先が表示される状態で送信したため、対象施設のメールアドレス:897施設分(個人アドレスの可能性があるものを一部含む。)が流出した。・令和3年12月から令和4年2月にかけて実施したプレミアン人付きデジタル商品券事業の決済において使用したクレジット決済サービス会社に対して、外部からの不正アクセスが発生し、個人情報(クレジットカード番号等63,337件)が流出した。	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
令和5年7月12日	取 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 - 7 ・ 特定個人情報の 保管・消去 - リスク1: 特定 個人情報の漏えい・滅失・毀 損リスク - ②過去3年以内 に、評価実施機関において、 個人情報に関する重大事故 が発生したか - 再発防止策 の内容	受託者に対する再発防止に向けた指導および 庁内で本件事案の共有・注意喚起を行った。	・委託先事業者に対して、個人情報の適正管理、取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。・・ 「ウロー・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月3日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 - 7. 特定個人情報の 保管:消去 - リスク1: 特定 個人情報の漏えい・滅失・設 損リスク - ③過去3年以内 に、評価実施機関において、 個人情報に関する重大事故 が発生したか - 再発防止策 の内容	ナエックのためのンステム導入や複数名め(达	・委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。 ・庁内で本事案の共有および注意喚起を実施した。 ・新たな消費喚起事業を検討する際には、電子決済のリスクを把握した上で、メリットと比較衡量を行い、慎重に検討していく。 ・デジタルに強い人材の配置や育成。	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
令和5年12月25日	表紙評価書名	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報 の管理および提供等に関する事務 全項目評 価書	住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項目評価書	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	滋賀県知事は、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理および提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバン一等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	滋賀県知事は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報 の管理および提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	都道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づいて住民基本台帳がペットワーク 化を図り、全国共通の本み、確認システム(住基 ネット)を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度およびその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する記録を正確かて、住民の利便を増進するとともに行政の近確かのに行うものであり、市町村においない、電子人を関係の公証、選挙人名簿の登録とで他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に送賀県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの更新なが、できて、は、大学の地位、以下の地位、大学の地位、大学の地位、大学の地位、大学の大学では、住基法の規定に従い、特定個人情報ファイルの更新およりに基づく特定個人情報ファイルの更新よび、特定個人情報ファイルの更新よび、特定個人情報ファイルの更新よび、特定個人情報ファイルの更新なが、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1.本人確認情報の管理および提供等に関する事務は、「1.本人確認情報の管理および提供等に関する事務」に分かれる。 1.本人確認情報の管理および提供等に関する事務」に分かれる。 1.本人確認情報の管理および提供等に関する事務」に分かれる。 1.本人確認情報の管理および提供等に関する事務道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。なお、住民基本台帳のステム(住基・大ット)を市町村と共同して構築している。なお、住民基本台帳のは、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度を一元化し、もって、住民の利使を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を工確かつに統一的に行うものであり、市町村におけるとは関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。具体的に対策を以下の事務で取り扱う(別添1を参照)、「他報子といる。「他報子といる。」とは、「世報学に関係の本人権認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新よびという。」への動気に基づく特定個人情報ファイルの更新よび、自然を実際では、は、世報を実施している。」とは、「世報報に係る変更の通知に基づく特定個人情報でよる。「世報表には、世報情報で係る県の他の執行機はよる請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示な時間を開いる。「世報情報の開いる。」とは、「世報報信報の開いた。」といる。「世報によりに対している事業を表しました。」といる。「世報学により、「世報学により、「世報学は、「世報学、「世報学、「世報学、「世報学、「世報学、「世報学、「世報学、「世報学	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の内容		2. 附票本人確認情報の管理および提供等に関する事務都道府県は、市町村における市町村コミュニケーションサーバ(以下、「市町村CS」という。)、都道府県における防票都単一バ等により構成される「防票連携システム」において、国外転出せての役割を担うため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別、6人と、4人と、4人と、4人と、4人と、4人と、4人と、4人と、4人と、4人と、4	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システム1	住民基本台帳ネットワークシステム	住民基本台帳ネットワークシステム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道 府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住民 基本台帳ネットワークシステムの構成要素のう ち、都道府県サーバにおいて管理がなされてい るため、以降は、住民基本台帳ネットワークシス テムの内の都道府県サーバ部分について記載 する。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステムの機能	会のあった当該個人の個人番号または4情報(氏名、住所、性別、生年月日)等に対応する本人確認情報を都道府與知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。③本人確認情報の開示住基法に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本	ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 ③本人確認情報の開示 住基法に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本 人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報 ファイルから抽出し、帳票に出力する。 ④機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号 または4情報の組合せをキーとした本人確認情報 報照会要求を行い、該当する個人の本人確認 情報を受領する。 ⑤本人確認情報検索 都道府県サーバの代表端末または業務端末	事後	重要な変更に当たらない変更 (形式的な変更)
令和5年12月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム2 ①システムの名称	_	附票連携システム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道 府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、 附票連携システムの構成要素のうち、附票都道 府県サーバにおいて管理がなされているため、 以降は、附票連携システムの内の附票都道府 県サーバ部分について記載する。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用する システム2 ②システムの機能		①附票本人確認情報の更新都直府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された附票本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、附票全国サーバに対して当該附票本人確認情報の更新情報を通知する。 ②滋賀県の他の執行機関への情報提供または他部署への移転が機関または他部署への移転が機関または他部署への移転が機関または他部署への移転が機関または他部署によるに登まず代情報照会に対応するため、開業のあむた当該個人の4情報等に対応するため、附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報の提供・移転する。 その際番号法で認められた場合に限り、滋賀県の他の執行機関に表し、協選のでは民票コードを用いて、都番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 ③附票本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の附票本人確認情報の開示。法律に基づく住民による自己の附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム2 ②システムの機能	_	④機構への情報照会 附票全国サーバに対して住民票コードまたは 4情報の組合わせをキーとした附票本人確認情 報照会要求を行い、該当する個人の附票本人 億別票本人確認情報検索 附票都道府県サーバの代表端末または業務 端末(都道府県サーバの代表端末または業務 端末(都道府県サーバと共有する。)において入 力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日) の組合せをキーに都道府県知事保存附票本人 確認情報ファイルを検索と、検索条件に該当 る附票本人確認情報の一覧を画面上に表示す る。 (6) 附票本人確認情報を の場合が定担保存附票本人確認情報ファイ ルの正確性を担保するため、市町村から、附票 本人確認情報を受領し、当該附票本人確認情報を受領し、当該附票本人確認情報を 報を用いて当該ファイルに記録された附票本人 確認情報の整合性確認を行う。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	滋賀県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転当の必要性から取り扱う。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公よ団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に記録・管理することを目的として、以下の用途に記録・管理する事務(住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳を理なよび提供等に関する事務の主とでは、以下のの住民に係る最大の企業を観情報の更新情報を管理する。②市町村からの本人確認情報の更新情報を機構に対して通知する。③ないとの情報に関する。第4年との表し、当該更新情報を提供・移転する。④往民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。④往民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。④往民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を検索する。⑥・往民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報を検索する。⑥・行いて保存する本人確認情報を検索する。⑥・行いて保存する本人確認情報とのを整合性を確認する。	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 滋賀県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイル ブマイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、 転出入があった場合等にスムーズな住民情報 の処理を行うため、また全国的な本人確認手段 として、1つの市町村内にとどまらず、全地方に 記録管理することを目的として、以下の用途に 用いられる。 ①住基本ットを用いて市町村の区域を越えた住 民基本台帳に関する事務(住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理および提供 等に関する事務)の処理を行うため、区域内 の住民に係る最新の本人確認情報を管理す る。 ②市町村からの本人確認情報の更新情報を簡理す る。 ②市町村からかは、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③滋賀県の他の執行機関または他部署からの 照会に基づき、本人確認情報を提供・移転す る。 ④住民からの請求に基づき、当該個人の本人 確認情報を開味さる事務において、 本人確認情報を開味する。 ⑤住民基本台、提供等に関する事務において、 本人確認情報を開味する。 ⑤自氏基本台、提供等に関する事務において、 本人確認情報を開味する。 ⑥市町村において保存する本人確認情報との 整合性を確認する。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性		(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 遊賀県では、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。 本都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルは、国外転出者に係る本人確認情報ファイルは、国外転出者に係る本人確認情報ファイルは、国外転出者に係る本人確認情報ファイルは、国外転出者に係る本人確認情報ファイルは、国外転出者に係る本人確認情報を正確かつ統一的に記録管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 (1)附票連携システムに係る附票本人確認情報の管理および提供等に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の附票本人確認情報の更新情報を選供を管理する。 (2)市町村からの附票本人確認情報の更新情報を機構に対して通知する。付護を開業を機構に対して通知する。で、番号法で認められた場合と限り、送め近に、附票本人確認情報の提供、移転する。その際、番号法で認められた場合に限り、送費に応い、附票本人確認情報の提供、移転する。その際、番号法で認められた場合に限り、送費に応い、附票本人確認情報の大手には他部署からの正併との他の執行機関または他部署からの正付によい、下で、一般に表表で表表で表表で表表で表表を担け、不も都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人がある。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取 り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた市町村が発行する住民票の写し等の省略が図られ、もって住民の負担軽減(市町村を訪問し、住民票の写し等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれる。	住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた市町村が発行する住民票の写し等の省略が図られ、もって住民の負担軽減(各機関を訪問し、住民票の写し等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれる。また、国外転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	I 基本情報 5. 個人番号の利用	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の規供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) -第7条(住民票の記載事項) -第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県事の通報) -第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) -第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) -第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の報) -第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) -第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) -第30条の15(本人確認情報の利用) -第30条の15(本人確認情報の利用) -第30条の32(自己の本人確認情報の開示) -第30条の35(自己の本人確認情報の開示) -第30条の35(自己の本人確認情報の開示)	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	(別添1)事務の内容	_	(1)本人確認情報の管理および提供等に関する事務 (2)附票本人確認情報の管理および提供等に 関する事務	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	(別添1)事務の内容 (2)附票本人確認情報の管理 および提供等に関する事務	_	新規に作図	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	(別添1)事務の内容 (2)附票本人確認情報の管理 および提供等に関する事務 (備考)	_	1. 附票本人確認情報の更新に関する事務 1-①,市町村において受け付けた住民の異動 に関する情報を、市町村CSを通じて附票都道 府県サーバに通知する。 1-2) 附票都道府県サーバにおいて、市町村 より受領した附票本人確認情報を元に都道府 県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新 する。 1-③ 機構に対し、住民基本台帳ネットワーク を介して、附票本人確認情報の更新を通知する。。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	(別添1)事務の内容 (2)附票本人確認情報の管理 および提供等に関する事務 (備考)		2. 自都道府県の他の執行機関への情報提供または他部署への移転2-①.自都道府県の他の執行機関または他部署不の移転2-①.自都道府県の他の執行機関または他部署において、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。2-②.都道府県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存が展、無会元に対し、自然適情報ファイルを検索し、照会元に対し、自都道所県の他の執行機関または他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コトを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人都高号を流し、所票本人確認情報ファイルから個人都高号を活動に、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大き	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	(別添1)事務の内容 (2)附票本人確認情報の管理 および提供等に関する事務 (備考)	_	(注1)自都道府県の他の執行機関または他部署においてファイル化された附票本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に附票都道府県サーバに照会は、照会結果ファイルを提供する方式を指す。(注2)媒体連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。(注3)回線連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に通信回線(庁内LAN等)を用いる方法を指す。実施のには、附票都道府県サーバの代表端末または業務端末(都道府県サーバの代表端末または業務端末(都道府県サーバと共用する。)と庁内システム(統合宛名システムを含む。)のみがアクセス可能な領域(フォルダ)を設け、当該領域内で照会要求ファイルおよび照会結果ファイルの授受を行う。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	(別添1)事務の内容 (2)附票本人確認情報の管理 および提供等に関する事務 (備考)	_	3. 附票本人確認情報の開示に関する事務 3-①住民より附票本人確認情報の開示請求 を受け付ける。 3-②開示請求者(住民)に対し、都道府県知 事保存附票本人確認情報を開示する。 4. 機構への情報照会に係る事務 4-①機構に対し、4情報等をキーワードとした 附票本人確認情報を開会に係る事務 4-②機構より、当該個人の附票本人確認情報を受領する。 5. 附票本人確認情報検索に関する事務 5. 附票本人確認情報検索に関する事務 6.①、相報の組み合わせを検索キーに、都道 解果本人確認情報を会 6-①、市町村CSより、附票都道府県サーバに対し、整合性確認用の附票本人確認情報を送付する。 6・②、附票都道府県サーバにおいて、市町村 CSより受領した整合性確認用の附票本人確認情報 ファイルの整合性確認を用いて記述の整合性確認を行う。 6-③、附票都道府県サーバより、市町村 CSより開業都道府県サーバより、市町村 CSより開業都道府県サーバより、市町村 CSより開業都道府県サーバより、市町村 CSより開業都道府県サーバより、市町村 CSより開業都道府県サーバより、市町村 CSより開業都道府県サーバより、市町村 CSより開業都道府県サーバより、市町村 CSに 対して整合性確認結果を通知する。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの 概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1) 都道府県知事保存本人確 認情報ファイル	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの 概要 (1)都道府県知事保存本人確 設情報ファイル 6.特定個人情報の保管・消 去 ①保管場所	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理を設力人退室管理(監視カメラを設置してサーバ及遺電を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。・ 滋賀県においては、執務室で業務端末および記録媒体を保管し、退室時には施錠する等の財置を構造を講じており、業務端末については盗難的止のためにワイヤーロックで所定の場所から移動できないようにしている。また、記録媒体は執務室内の鍵付きの金庫で保管している。なお、代表端末については、施錠管理および入退室管理(生体認証を行っているデータセンターで保管している。	管理および入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(またはパスワード)による認証が必要となる。・・滋賀県においては、執務室で業務端末および記録媒体を保管し、退室時には施錠する等の措置を講じており、業務端末については盗難的止のためにワイヤーロックで所定の場所から移	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの 概要 1.特定個人情報ファイル名 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル	-	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人在認情報ファイル ①ファイルの種類	_	1)システム用ファイル	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 2.基本情報 ②対象となる本人の数	_	4)100万人以上1,000万人未满	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 2.本情報 ③対象となる本人の範囲	_	滋賀県内のいずれかの市町において、住基法第16条(戸籍の附票の作成)に基づき戸籍の 附票に記録された者 ※消除者を含む。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 2.基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	_	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル)において区域内の戸 籍の附票に記録された全ての者の情報を保有 し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移 転する必要があるため。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人を認情報ファイル 2.基本情報 ④記録される項目	_	2)10項目以上50項目未満	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 2.基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	_	【 ○ 】個人番号 【 ○ 】4情報(氏名、住所、性別、生年月日) 【 ○ 】その他(その他戸籍の附票関係情報 (戸籍の表示に係る情報は含まない。))	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 2. 起答情報 ④記録される項目 その妥当性	_	・4情報、その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に伝養行報は含まない。 法令に基づき戸籍の附票に記録された者に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(4情報、住民票コードおよび工れらの変情報)を記録する必要がある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報(本籍および筆頭者の氏名)は含まない。・個人番号国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、滋賀県の他の執行機関等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附棄が盾解、サーバに連携する場合がある。提供または移転後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目	_	別添2を参照。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	I 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人と証情報 ⑤保有開始日	_	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人を認情報ファイル 2.基本情報 ⑥事務担当部署	_	総務部市町振興課	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使 用 ①入手元	_	【 ○ 】地方公共団体・地方独立行政法人(滋 賀県内の市町) 【 ○ 】その他(都道府県サーバ(※入手には 該当しないが、都道府県サーバから個人番号を 抽出する場合がある))	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	I 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 3.特定個人情報の入手・使 用 ②入手方法	_	【 〇 】専用線	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使 用 ③入手の時期・頻度	-	戸籍の附票において、附票本人確認情報の変 更または新規作成(出生等)が発生した都度入 手する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、滋賀県の 他の執行機関等から国外転出者に係るものに 関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽 出する場合がある。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 3.特定個人情報の入手・使 用 ④入手に係る妥当性		法令に基づき、住民の利便の増進と国および地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外転出者に係る本人確認を行う上で、市町の戸籍の附票の記載事項に変更が生じた都度、当該市面を通じて入手し、機構に通知する必要がある。また、入手の手段として、法令に基づき構築された専用回線である。住基ネット(※※)を用いることで、入手に係るリスクを軽減の第3項に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)を利用し、第30条の15第1項または第2項の規定による事務について高、※※附票連携システムは、住基ネットを利用して構築されている。(性基ネットは、保有情報・利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々な措置が講じられており、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報漏えいなどの事件や障害は一度も発生していない。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	I 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 3.特定個人情報の入手・使 用 ⑤本人への明示	-	滋賀県知事が当該市町の区域内における附票本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の41(市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)に明示されている。 ※滋賀県知事が国外転出者に係る個人番号を抽出する場合があることについて、住基法第30条の44の6第3項に明示されている。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使 用 ⑥使用目的	-	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル)において区域内の戸 籍の附票に記録された全ての者の情報を保有 し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移 転する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、滋賀県の 他の執行機関等から国外転出者に係るものに 関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽 出し、第30条の15第1項または第2項の規定 による事務について提供する場合がある。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使 用 ⑦使用の主体 使用部署	-	総務部市町振興課	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 3 大確認情報ファイル の大手・使 用で重体 使用の主体 使用者数	_	1)10人未満	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使 用 ⑧使用方法	_	・滋賀県の他の執行機関または他部署からの 附票本人確認情報の照会要求を受け(滋賀県 の他の執行機関または他部署一附票都道府県 サーバ)、照会のあった住民票コードまたは4情 報の組合せを元に都道府県知事保存附票へ 確認情報ファイルを検索し、該当する個人の附 票本人確認情報を照会元へ提供・移転する(附 票都道府県サーバー滋賀県の他の執行機関ま たは他部署)。 ※その際、番号法で認められた場合に限り、附 票本人確認情報の提供に併せて、当該個人 住民票コードを用いて都道府県知事保存本人 確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会 元に提供・移転する場合がある。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 3、特定個人情報の入手・使 用 (8)使用方法 情報の突合	_	・都道府県知事保存保存附票本人確認情報 ファイルの住民票コードと都道府県知事保存本 人確認情報ファイルの個人番号を突合する。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 3、特定個人情報の入手・使 用 ⑧使用方法 情報の統計分析	_	該当なし	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 3.特定個人情報の入手・使 用 ⑧使用方法 権利利益に影響を与え得る決 定	_	該当なし	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 3.特定個人情報の入手・使 用 ⑨使用開始日	_	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 4.特定個人情報ファイル取 扱いの委託 委託の有無	_	1)委託する (1)件	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 4.特定個人情報ファイル取 扱いの委託 委託事項1	_	附票都道府県サーバの運用および監視に関す る業務	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4.特定個人情報ファイル取扱いの委託 ()委託内容	1	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化することとしたことに伴い、都道府県サーバと同様に附票都道府県サーバの運用および監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 4. 技に個人情報ファイル取 扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人 情報ファイルの範囲	_	1)特定個人情報ファイルの全体	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 4.特定個人情報ファイル取 扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人 情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	-	4)100万人以上1,000万人未满	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 4.特定個人情報ファイル取 扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人 情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	-	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 4.特定個人情報ファイル取 扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人 情報ファイルの範囲 その妥当性	-	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル)が保存される附票都 道府県サーバの運用および監視業務を委託す ることによる。 なお、「①委託内容」のとおり、委託事項は、直 接附票本人確認情報に係わらない事務を対象 としているため、委託先においては、特定個人 情報ファイルに記録された情報そのものを扱う 事務は実施しない。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	I 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4.特定個人情報ファイル取扱いの委託 ③委託先における取扱者数	-	1)10人未満	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	I 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 体認に関係を表現した。 様別の委託 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	-	【 〇 】専用線	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	I 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4.特定個人情報ファイル 技いの委託 (5)委託先名の確認方法	_	滋賀県ホームページにおいて契約状況を公表する。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	I 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 4.特定個人情報ファイル取扱いの委託 ⑥委託先名	_	地方公共団体情報システム機構	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 4.特定個人情報ファイル取 扱いの委託 ⑦再委託の有無	_	1)再委託する	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 4.特定個人情報ファイル取 扱いの委託 ⑧再委託の許諾方法	_	書面による承諾	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 4.特定個人情報ファイル取 扱いの委託 ⑨再委託事項	_	附票都道府県サーバの運用および監視に関する業務、再委託する業務は、直接附票本人確認情報に保わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 5.特定個人情報の提供・移 転提供・移転の有無	_	【 〇 】提供を行っている(1件) 【 〇 】移転を行っている(1件)	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	I 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 5.特定個人情報の提供・移 転 提供先1	_	滋賀県の他の執行機関(教育委員会など)	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 5. 転 提供先1 ①法令上の根拠	_	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事 保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。) の利用)	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移 転 提供先1 ②提供先における用途	_	住基法別表第六および滋賀県住民基本台帳法施行条例(平成14年滋賀県条例第15号)に掲げる、滋賀県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 5 大作認情報ファイル 5 転 提供・移 転 提供先1 ③提供する情報	_	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく滋賀県の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5.特定個人情報の提供・移転 提供先1 ②提供する情報の対象となる 本人の数	_	4)100万人以上1,000万人未满	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 5.特定個人情報の提供・移 転 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	_	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	I 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 5 大空個人情報の提供・移 転 提供先1 ⑥提供方法	-	【 ○ 】その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	I 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 5 大空個人情報の提供・移 転 提供先1 ⑦時期・頻度	_	滋賀県の他の執行機関からの情報照会の要求 があった都度、随時。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	I 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 5.特定個人情報の提供・移 転 移転先1	_	滋賀県の他部署(税政課など)	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 5. 転 移転先1 ①法令上の根拠	-	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事 保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。) の利用)	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 5 大確認情報ファイル 5 転 を転先に ②移転先における用途	_	住基法別表第五および滋賀県住民基本台帳法施行条例(平成14年滋賀県条例第15号)に掲げる、滋賀県知事において都道府県知事保存附票本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 5 転 移転先1 ③移転する情報	_	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号(番号法に基づく滋賀県の他部署からの求めがあった場合に限る。) 今住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5.特定個人情報の提供・移転 転 移転先1 (④移転する情報の対象となる本人の数	_	4)100万人以上1,000万人未满	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 5.特定個人情報の提供・移 転 秘転先1 ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	-	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 5 転 移転先1 ⑥移転方法	_	【 ○ 】フラッシュメモリ 【 ○ 】その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 5 転 移転先1 ⑦時期・頻度	-	滋賀県の他部署からの検索要求があった都 度、随時。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 6、特定個人情報の保管・消 去 ①保管場所	-	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている 附票都道府県サーバの集約センターにおいて、 施館管理および入退室管理(監視カメラを設置 してサーバ設置場所への入退室者を特定・管 理を行っている部屋に設置したサーバ内に保 管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証 (またはパスワード)による認証が必要となる。 、	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 6.特定個人情報の保管・消 去 ②保管期間 期間	-	1)1年未満	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 6.特定個人情報の保管・消 去 ②保管期間 その妥当性	-	附票本人確認情報の提供に併せて提供される 個人番号は、滋賀県の他の執行機関または他 部署からの求めにより提供・移転された後は、 障害発生等により提供・移転先で情報を受領で きなかった場合に備えて、一時的に保存される のみである。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 6.特定個人情報の保管・消 去 ③消去方法	-	一時的な保存後にシステムにて自動判別し消 去する。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	概要	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード 2. 漢字氏名 3. 外字数(氏名) 4. ふりがな氏名 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 8. 外字数(住所) 9. 個人番号 10. 異動事由 11. 異動年月日 12. 保存期間フラグ 13. 清音化かな氏名 14. 市町村コード 15. 大字・字コード 16. 操作者ID 17. 操作端末ID 18. タイムスタンプ 19. 通知を受けた年月日 20. 外字フラグ 21. 削除フラグ 22. 更新順番号 23. 氏名外字変更連番 24. 住所外字変更連番 25. 旧氏 漢字 26. 旧氏 外字数 27. 旧氏 ふりがな 28. 旧氏 外字変更連番	都道府県知事保存本人確認情報ファイル(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル1、住民栗二一ド 2. 漢字氏名 3. 外字数(氏名) 4. ふりがな氏名 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 8. 外字数(住所) 9. 個人番号 10. 異動事由 11. 異動年月日 12. 保存期間フラグ 13. 清音化かな氏名 14. 市町村二一ド 15. 大字・字コード 16. 操作者ID 17. 操作端末ID 18. タイムスタンプ 19. 通知を受けた年月日 18. タイムスタンプ 19. 通知を受けた年月日 12. 保存期間フラグ 22. 更新字変更連番 25. 旧氏 漢字 26. 旧氏 外字変更連番 25. 旧氏 漢字 26. 旧氏 外字変更連番 27. 旧氏 ふりがな 28. 旧氏 外字変更連番 11. 住民票二十 2. 氏名 淡りがな 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 所即村 10. 限年期 11. 旧住民票二十 14. 附票管理市町村 13. 旧住民票二十 14. 附票管理市町村 13. 旧住民票二十 14. 附票管理市町村 13. 旧住民票二十 14. 附票管理市町村 13. 旧住民票二十 14. 附票管理市町村 15. 附票本人確認情報状態区分 イぞの他 1. 個人番号法で認められた場合に限り、強強に分イぞの代間が表別を対して、第通知の他の執行機関または他部署からの求めに応いる場合が表別を付入の他の報行機関または他部署下のの他の執行機関または他部署下のよりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによ	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (1)都道府県知事保存本人確 認情報ファイル 1.特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル		「デジタル手続法」の施行およ
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (1)都道府県知事保存本人確 認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク3 その他の措置の内容	_	システムでは対応できない事象が発生した際に、本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて本人確認情報の入力、削除および訂正が行われていることを定期的に確認する。	事後	び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (1)都道府県知事保存本人確 認情報ファイル 3.特定個人情報の使用 リスク1 事務で使用するその他のシス テムにおける措置の内容	都道府県サーバと庁内システム間の接続は行 わない。	都道府県サーバと庁内システム間の接続は行わない。 都道府県サーバは、集約センター内において、附票都道府県サーバと接続する。なお、都道府県サーバと附票都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。(1)都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、滋賀県の他の執行機関または他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。(2)附票都道府県サーバ→都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る個人番号を連携する場合。定)附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、滋賀県の他の執行機関または他部署等からの求めに応じ、個人番号はたは他部署等からの求めに応じ、個人番号はいよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。)。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	認情報ファイル 4. 特定個人情報のファイル の取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱	・再委託先の選定については、平成25年1月2 4日、都道府県サーバ集約に伴う調達評価委員 会、都道府県の各ブロックから推薦された新潟 県、長野県、富山県、和歌山県、香川県、愛媛 県、岡山県および福岡県により構成)が、入札 の評価基準の作成に参加し、適切な再委託先 となるよう監督している。	再委託先については、毎年度の契約において、 再委託先業者との業務内容や委託先との業務分 担を審査したとで承認を行っているほか、随時 業務状況を確認する。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (1)都道府県知事保存本人確 認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移 転 リスク2 リスクに対する措置 の内容	相手方(全国サーバ)と都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、滋賀県の他の執行機関への提供および他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。	連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。なお、相手方(全国サーバ)と都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、没質県の他の執行機関への提供および他の都署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2) 都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 1. 特定個人情報ファイル名	_	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク1 対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容		都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町側の確認に委ねられるため、市町において厳格な審査を行われることが前提となる。また、対象者以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 2.特定個人情報の入手 リスク1 も要の情報以外を入手するこ とを防止するための措置の内 容		法令により市町から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システムで担保する。また、対象者の個人番号以外の個人情報は入手できないことを、システムにより担保する。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 2.特定個人情報の入手 リスク1 リスクへの対策は十分か	-	[1)特に力を入れている]	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人を記録情報ファイル 2.特定個人情報の入手 リスク2 リスクに対する措置の内容	-	附票本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。 また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号 法で認められた場合に限り、滋賀県の他の執行 機関または他部署等からの求めに応じ、個人番 号を入手することを、システムにより担保する。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人で、特定個人情報の入手 リスク2 リスクへの対策は十分か	-	[1)特に力を入れている]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク3 カチの際の本人確認の措置 の内容	-	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町の窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。個人番号については、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから入手するため、該当なし。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	-	市町において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保する。また、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で真正性が担保されている。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	-	システム上、附票本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、既に消除されている者に対して、消除を要求する通知があった場合に当該処理をエラーとする。) 仕組みとする。また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。個人番号については、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で正確性が確保されている。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 2.特定個人情報の入手 リスク3 その他の措置の内容	-	システムでは対応できない事象が発生した際に、附票本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて附票本人確認情報の入力、削除および訂正が行われていることを定期的に確認する。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク3 リスクへの対策は十分か	_	[1)特に力を入れている]	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク4 リスクに対する措置の内容	_	・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを(※)用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ※附票都道府県内の市町の住民の附票本人確認情報を管理し、県内の市町の住民の附票本人確認情報を管理し、県内の市町の市町村CSや附票全国サーバとのデータ交換を行う。データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの姿強、改ざん、破壊および盗難、端末の不正利用およびなりすまし等を防止する。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク4 リスクへの対策は十分か	_	[1)特に力を入れている]	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 3.特定個人情報の使用 リスク1 宛名システム等における措置 の内容	_	附票都道府県サーバと統合宛名システム間の 接続は行わない。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容		庁内システムと附票都道府県サーバとの接続は行わない。 附票都道府県サーバは、集約センター内において、都道府県サーバと接続する。なお、附票都道府県サーバと接続する。なお、附票都道府県サーバと都道府県サーバのジステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。(1) 附票和道府県サーバへのアメニョ外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、滋賀県の他の執行機関または他部署等からの求めに応じ、個人番引を入入手する場合署(目的を超えた紐づけが行力ないよう。個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。)。(2) 都道府県サーバーのアクセス番号法で認められた場合に限り、滋賀県の他の執行機関または他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 3、特定個人情報の使用 リスク1 リスクへの対策は十分か		[1)特に力を入れている]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人で記情報ファイル 3.特定個人情報の使用 リスク2 ユーザ認証の管理		[1)行っている]	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 3.特定個人情報の使用 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	-	生体認証方式(手のひらの静脈情報による照合)によって操作者認証を行う。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2) 都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の発効・失効の 管理	-	[1)行っている]	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 3、特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の発効・失効の 管理 具体的な管理方法	-	・操作者ID一覧表を調製し、アクセス権限を適切に管理する。 ・退職した元職員や異動した職員等について操作者指定解除の申請を受けた際は、ただちに照合情報を削除して当該職員のアクセス権限を失効させるとともに、操作者ID一覧表に記録し、管理している。 ・操作者ID一覧表の内容を定期的に確認し、その記録を残す。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 3.特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の管理	-	[1)行っている]	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3.特定個人情報の使用リスク2 アクセス権限の管理具体的な管理方法	_	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、附票都道府県サーバの検索サブシステムおよび業務端末においてアブリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 3.特定個人情報の使用 リスク2 特定個人情報使用の記録	-	[1)記録を残している]	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 3.特定個人情報の使用 リスク2 特定個人情報使用の記録 具体的な方法	-	・附票本人確認情報を扱うシステムの操作履歴 (アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により附票本人確認情報の 検作履歴の確認により附票本人確認情報の 管理簿および申請文書等との整合性を確認す る。 ・パックアップされた操作履歴について、定めら れた期間、安全な場所に施錠保管する。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 3.特定個人情報の使用 リスク2 リスクへの対策は十分か	_	[1)特に力を入れている]	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 3.特定個人情報の使用 リスク3 リスクに対する措置の内容	-	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・内部監査の際に管理簿を確認するとともに、担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索または抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会、所属長を対象とするセキュリティ会議および内部監査において、目的外利用の禁止等について指導する。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 3.特定個人情報の使用 リスク3 リスクへの対策へ十分か	-	[1)特に力を入れている]	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 3.特定個人情報の使用 リスク4 リスクに対する措置の内容	-	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 3、特定個人情報の使用 リスク4 リスクへの対策へ十分か	-	[1)特に力を入れている]	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 3.特定個人情報の使用 リスク4 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置		その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり附票本人確認情報を表示させない。 ・所票都道府県サーバの代表端末および業務端末(都道府県サーバと共用する。)のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。・ ・附票本人確認情報が表示された画面のハードコピーは取得しない。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託情報保護管理体制の確認	-	・平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施および、集約にされた都道府県サーバの運用および監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。 ・委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。・そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附栗本 人確認情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧 者・更新者の制限	-	[1)制限している]	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人・特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧 者更働新名制限 員体的な制限方法	-	・附票都道府県サーバの運用および監視に関する業務に関して、委託先である機構には、特定個人情報ファイルの閲覧/更新権限を与えていない。 ・委託先(再委託先を含む。)には、附票本人確認情報の整合性性認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧で更新むできない。・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルを採中に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システムと対け、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2) 都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱 いの記録	-	[1) 記録を残している]	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人離認情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱 いの記録 具体的な方法		・委託先(再委託先を含む。)には、附票本人確認情報の更新および附票本人確認情報の更新および附票本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供することとしており、システムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。・委託先(再委託先を含む。)は、災害等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすち定個人情報ファイルをは体に格納する場合は、システムで自動し、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。・上記のとおり、委託先に再委託先を含む。)は、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。・上記のとおり、委託先に再委託先を含む。)は、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。・上記のとおり、委託先に再委託先を含む。)は、特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次欠管理簿と保管理し、保管庫に対している、週次で管理が算としている。・バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に参照で、行り対し、大・プローの運用を提供等に係る作業報告について、を記述に係る作業報告について、もセキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報ファイルの提供 ルール	-	[1)定めている]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報ファイルの提供 ルール 委託先から他者への提供に 関するルールの内容及びルー ル遵守の確認方法	_	・委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用および提供は認めないことを契約書上明記している。 ・委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用および提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、委託元である当県は、チェックリストの結果について、機構より、月次で書面により「附票都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について6.セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。 ・必要があれば、当県職員が委託業務について機構の履行状況を立ち会いまたは報告を受けることを契約書上明記している。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2)都道府県知事保存附票本人能情報ファイルの取扱いの委託情報ファイルの取扱いの委託特別ファイルの提供ルール委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	_	・委託先(再委託先を含む。)に送付する特定個人情報ファイルは暗号化されているため、委託先(再委託先を含む。)がファイル内の特定個人情報にアクセスしないシステム設計としている。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報ファイルの消去 ルール	-	[1)定めている]	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの取扱いの委託特定個人情報の消去ルールルールの内容及びルール遵守の確認方法		・委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、本人確認情報の保存期間が過ぎた際に、システムにて自動判別し消去することを規定している。・バックアップ媒体については、「運用設計書」において、「媒体が破損や耐用年数、耐用回数を超過したとき、管理簿に理由を明記し、媒体は引き続きデータ保管庫に格納することにしているが、委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、契約完了時に返還または廃棄することを規定する。・委託契約の報告条項に基づき、月次の完了雷において、特定個人情報の取扱いについて第二話にて、特定個人情報の取扱いについて第一個において、特定個人情報の取扱いについて第一個において、特定個人情報の取扱いについて第一個において、特定個人情報の取扱いについて第一個において、特定個人情報の取扱いについて第一個において、特定個人情報の取扱いについて第一個において、特定個人情報の取扱いについて第一個において、特定個人情報の取扱いについて第一個において、特定個人情報の取扱いについて第一個に対して報告を受ける。また、必要があれば、当開議員または監査法人などの第三者が現地調査し、適正に運用されているか確認する。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託契約書の特定個人情報 ファイルの取扱いに関する規 定	-	[1)定めている]	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託契約書の特定個人情報 ファイルの取扱いに関する規 定 規定の内容		・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 等を契約書において定めるとともに、当県と同様の安全管理措置を義務付ける。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの確 保	-	[1)特に力を入れて行っている]	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの確 保 具体的な方法	_	・委託先である機構と再委託先の契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。・再委託する業務は、直接附票本人確認情報に保らない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。・委託元は、委託を受けた者に対して、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行っている。再委託を行う場合は、委託元がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対して、委託先と同等の安全管理措置を義務付け、必要かつ適切な監督を行っている。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの確 保 リスクへの対策は十分か	_	[1)特に力を入れている]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	田 特定個人情報ファイルの 財扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 4、特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの確 保 特定個人情報ファイルの取り したの委託におけるその他のリスク及びそのリスクとではする。	_	再委託先については、毎年度の契約において、 再委託先業者の業務内容や委託先との業務分 担を審査した上で承認を行っているほか、随時 業務状況を確認する。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2) 都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 4. 特定個人情報の提供(委託や情報提供ネットワークシ ステムを通じた提供を除く。) リスク1 特定個人情報の提供・移転の 記録	-	[1)記録を残している]	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 4.特定個人情報の提供(委 話や情報提供ネットワークシ ステムを通じた提供を除く。) リスク1 特定個人情報の提供・移転の 記録 具体的な方法		特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年分保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 4.特定個人情報の提供(委 託や情報提供ネットワークシ ステムを通じた提供を除く。) リスク1 特定個人情報の提供・移転に 関するルール	-	[1)定めている]	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	皿 特定個人情報ファイルの 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人 確認情報ファイル 4、特定個人情報の提供(委 託や情報提供ネットワークシ ステムを通じた提供を除く。) リスク1 特定個人情報の提供・移転に 関するルール ルールの内容及びルール遵 守の確認方法	_	住基法等において定められた事項についての み行う。なお、操作者に付与する権限の範囲 は、当該者がその業務を行うために必要な範囲 に限っており、権限のない者はアクセスできない 仕組みとする。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 4.特定個人情報の提供(委 託や情報提供ネットワークシ ステムを通じた提供を除く。) リスク1 リスクへの対策は十分か	_	[1)特に力を入れている]	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 4、特定個人情報の提供(委 託や情報提供ネットワークシ ステムを通じた提供を除く。) リスク2 リスクに対する措置の内容	_	連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した附票連携システムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 財扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 4 特定個人情報の提供(委 託や情報提供ネットワークシ ステムを通じた提供を除く。) リスク2 リスクへの対策は十分か		[1)特に力を入れている]	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 4.特定個人情報の提供(委 託や情報提供ネットワークシ ステムを通じた提供を除く。) リスク3 リスク1に対する措置の内容	_	①誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの 措置 システム上、照会元から指定された検索条件 に基づき得た結果を適切に提供・移転すること を担保する。 ②誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの 措置 附票全国サーバと附票都道府県サーバの間 の通信では相互認証を実施しているため、認証 できない相手たへの情報の提供はなされないこ とがシステム上担保される。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 財策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 4 特定個人情報の提供(委 託や情報提供ネットワークシ ステムを通じた提供を除く。) リスク3 リスクへの対策は十分か	-	[1)特に力を入れている]	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 7.特定個人情報の保管・消 去リスク1 ①NISC政府機関統一基準群		[4)政府機関ではない]	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 7.特定個人情報の保管・消 大りなりである。 リスク1 ②安全管理体制		[1)特に力を入れて整備している]	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1 ③安全管理規程		[1)特に力を入れて整備している]	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 7. 持定個人情報の保管・消 去 リスク1 ④安全管理体制・規程の職員 への周知	-	[1)特に力を入れて周知している]	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 7.特定個人情報の保管・消 去リスク1 ⑤物理的対策	-	[1)特に力を入れて行っている]	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 7.特定個人情報の保管・消 去 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容		・附票都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 ・附票都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。・ ・	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2) 都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1 ⑥技術的対策	-	[1)特に力を入れて行っている]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 7.特定個人情報の保管・消 去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	-	・OSのセキュリティホールに対するセキュリティ 更新プログラム、住基ネット業務アプリケーショ ンの修正プログラムおよびウィルス対策ソフトの パターンファイルを配信された都度更新する。 ・都道府県サーバ集約センターにおいて、ファイ アウォールを導入し、ログの解析を行う。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 7.特定個人情報の保管・消 去 リスク1 ⑦バックアップ	-	[1)特に力を入れて行っている]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 7.特定個人情報の保管・消 去 リスク1 ⑧事故発生時手順の策定・周 知		[1)特に力を入れて行っている]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2) 都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか	_	[1)発生あり]	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ③適去34年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容		【事案①】 「しがCO・ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言 の	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2) 都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1 (3)過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	_	【事案①】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 【事案②】・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCO設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。 【事案③】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 新たな消費喚起事業を検討する際には、電子決済のリスクを把握した上で、メリットと比較衡量を行い、慎重に検討をしていく。 ・ デジタルに強い人材の配置や育成。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 7.特定個人情報の保管・消 去 リルスク1 ⑩死者の個人番号	_	[2)保管していない]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2) 都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1 リスクへの対策は十分か	-	[1)特に力を入れている]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 7.特定個人情報の保管・消 大 リスク2 リスクに対する措置の内容	_	附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供される個人番号は、滋賀県の他の執行機関または他部署等からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて一時的に保存がされるのみであり、情報が更新される必要はない。	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク2 リスクへの対策は十分か	_	[1)特に力を入れている]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 7.特定個人情報の保管・消 去 リスク3 消去手順	_	[1)定めている]	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人では情報ファイル 7.特定個人情報の保管・消 去 リスク3 消去手順 手順の内容	_	・障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えた一時的な保存の終了後、特定個人情報を・システムにて自動判別し消去する(消去されたデータは、復元できない)。・磁気ディスクの廃棄時は、要領に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉砕等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。・・帳票については、要領に基づき、管理簿を作成し、保管および廃棄の状況を記録するとともに、運用が適切になされていることを適時確認している。・・廃棄時には、要領に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、管理簿にその記録を残す。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。

(別添3)変更箇所

変更日)変更箇所	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
及史口	横口	支欠的の配収	支欠後の配収	加加州	近日は発生にある。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対象 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 7.特定個人情報の保管・消 去 リスクへの対策は十分か	_	[1)特に力を入れている]	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な方法	住基ネットを利用する各所属、システム管理所属、ネットワーク管理所属、施設管理所属等、 住基ネットに関係する全所属に対して、実地監査を実施する。2年間で全所属の監査を行う。 実地監査では上記①の自己点検結果に基づいて、主に以下の事項を確認し、必要に応じて改善指導を行うとともに改善計画の提出を求める。 ①本人確認情報の利用業務に係る端末機の管理状況 ②本人確認情報の利用業務に係る端末機利用記録の管理状況 ③本人確認情報の利用業務に係る端末機利用記録の管理状況 ④所属の環境および設備 ⑤その他、監査担当がセキュリティ上必要と認める事項等	住基ネットを利用する各所属、システム管理所属、ネットワーク管理所属、施設管理所属等、 住基ネットに関係する全所属に対して、実地監査を実施する。2年間で全所属の監査を行う。 実地監査では上記①の自己点検結果に基づいて、主に以下の事項を確認し、必要に応じて改善指導を行うとともに改善計画の提出を求める。 ①本人確認情報等の利用業務に係る端末機の管理状況 ②本人確認情報等の利用業務に係る端末機利用記録の管理状況 ③本人確認情報等の利用業務に係る端末機利用記録の管理状況 ④所属の環境および設備 ⑤その他、監査担当がセキュリティ上必要と認める事項等	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	VI 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	令和2年3月19日	令和5年9月27日	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の 聴取 ②実施日・期間	令和2年1月7日から令和2年2月6日までの 1ヶ月間	令和5年10月11日から令和5年11月10日まで の1ヶ月間	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の 聴取 ④主な意見の内容	なし	「県が特定の人に情報を見せるのではないか」、「職員以外の者が不正に情報を取得するようなことはないか」といったセキュリティ対策に関する意見・懸念	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。
令和5年12月25日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の 聴取 ⑤評価書への反映	_	セキュリティ対策はすでに評価書に十分反映されていることから、今回のパブリックコメントを受けての評価書の修正は行わない。	事後	「デジタル手続法」の施行およ び住民基本台帳法の一部改 正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	対策 (1)都道府県知事保存本人 確認情報ファイル 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施	・令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検査事業の委託先事業者において、当該事業の利用施設に対してアンケートをメール送信した際に、「BBCG」にメールアドレスを入力すべきところ、誤って全宛先が表示される状態で送信したとめ、対象施設のメールアドレス・897施設分(個人アドレスの可能性があるものを一部含む。)が流出した。 ・令和3年12月から令和4年2月にかけて実施したプレミアム付きデジタル商品券事業の決済において使用したクレジット決済サービス会社に対して、外部からの不正アクセスが発生し、個人情報(クレジットカード番号等63,337件)が流出した。	【事案①】 「しがCO・ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言の賛同者一覧を県ホームページ上で公表しているが、通常、全ての賛同者の申込情報(氏名、居住市町名ならびにメールアドレス)を管理するExcelファイルから、公表してよいと回答した対象者分の必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。令和5年11月7日15時30分頃に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく個人の氏名(ニックネーム含む)6.646件(うち公表不可5.095件)および事業所名・団体名348件(うち公表不可22件)等が掲載された全体管理用のExcelファイルを11月8日正午まで掲載した。【事案②】 令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検查事業の委託先事業者において、当該事業の利用施設に対してアンケートをメール送信した際に、「BCC」「エントルアドレスを入力すべきととう、誤って全宛先が表示される状態で送信したため、対象施設のメールアドレス・3897施設分(個人アドレスの可能性があるものを一部含む。)が流出した。【事案③】 令和3年12月から令和4年2月にかけて実施したプレミアム付きデジタル商品券事業の決済において使用したクレジット決済サービス会社に対して、外部からの不正アクセスが発生し、個人情報(クレジットカード番号等63,337件)が流出した。	事後	庁内で発生した個人情報の漏 えい事案を反映するため。
令和5年12月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 7、特定個人情報の保管・消去リスク1:特定個人情報の漏えい、減失・毀損リスク(9)過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	・委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的 手取少のためのシステム導入や複数名あて送 信メールのBCC設定の徹底および複数職員に よるチェック体制の徹底を指示した。 ・庁内で本事案の共有および注意喚起を実施した。 ・新たな消費喚起事業を検討する際には、電子 決済のリスクを把握した上で、メリットと比較衡量を行い、慎重に検討していく。 ・デジタルに強い人材の配置や育成。	【事案①】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 【事案②】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。 【事案③】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 新たな消費喚起事業を検討する際には、電子決済のリスクを把握した上で、メリットと比較衡量を行い、慎重に検討をしてい、・デジタルに強い人材の配置や育成。	事後	庁内で発生した個人情報の漏 えい事案を反映するため。
令和5年12月25日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	令和2年2月19日から令和2年2月27日まで	令和5年12月4日から令和5年12月14日まで	事後	「デジタル手続法」の施行および住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月16日	I 基本情報 - 5. 個人番号の利用	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の13(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の34(6第3項(都道府県知事保存) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存) 附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項)・第2条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報)・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)・第30条の7(都道府県知事から機構の通知等)・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県切事が10条の11(通知都道府県以外の都道府県別事代機関への本人確認情報の提供)・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供)・第30条の13(本道府県の連絡調整等)・第30条の15(本人確認情報の利用)・第30条の22(市町村間の連絡調整等)・第30条の22(市町村間の連絡調整等)・第30条の32(自己の本人確認情報の開示)・第30条の32(自己の本人確認情報の開示)・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)・第30条の44の6第3項(第3項(準法定事務処理者への本人確認情報の提供等)	事後	特定個人情報の漏えいその 他の事態を発生させるリスク を相当程度変動させるもので はない変更
令和6年8月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (1)都道府県知事保存本人確 認情報ファイル 3.特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・探作句の権限寺に心しによりせ入権限が刊子	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブンステムにおいて、代表端末 および業務端末におけるアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
令和6年8月16日	取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (1) 都道府県知事保存本人 確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク (⑨過去3年以内に、評価に関 機関において、個人情報に動する重大事故が発生したか	令和5年2月に新型コロナワイルス感染症の検 査事業の委託先事業者において、当該事業の	【事案①】 喫煙可能室の設置について健康増進法に基づ く届出があった施設(飲食店)の一覧表を現 ホームページ上で公表しているが、通常、施設 (飲食店)の届出情報(施設名称、所在地、管理権原者(周出者)の氏名・住所・電話番号等)を 管理するExcelファイルから、必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。 令和5年7月10日に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく676件の施設(飲食店)の管理権原者(届出者)の氏名等が掲載された全体管理用のExcelファイルを令和6年1月26日まで掲載した。 【事案②】 「しがCO:ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言の賛同者一覧を県ホームページ上で公表しているが、通常、全ての賛同者の申込情報(氏名、居住市町名ならびにメールアドレス)を管理するExcelファイルから、公表してよいと回答した対象者分の必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。 令和5年11月7日15時3の分頃に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく個人の	事後	庁内で発生した個人情報の漏 えい事業を反映するため。
令和6年8月16日	続き	令和3年12月から令和4年2月にかけて実施した プレミアム付きデジタル商品券事業の決済にお いて使用したクレジット決済サービス会社に対し て、外部からの不正アクセスが発生し、個人情 報(クレジットカード番号等63,337件)が流出し た。	5,095件)および事業所名・団体名348件(うち公	事後	庁内で発生した個人情報の漏 えい事案を反映するため。
令和6年8月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1: 特定個人情報の保管・消去したい減失・毀損リスク(・)過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	_	【事案③】 令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検査事業の委託先事業者において、当該事業の利用施設に対してアンケートをメール送信した際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきところ、誤って全宛先が表示される状態で送信したため、対象施設のメールアドレス、897施設分(個人アドレスの可能性があるものを一部含む。)が流出した。 [事案④] 令和3年12月から令和4年2月にかけて実施したプレミアム付きデジタル商品券事業の決済におして、「中国化ケレジット決済サービス会社に対して、外部からの不正アクセスが発生し、個人情報(クレジットカード番号等63,337件)が流出した。	事後	庁内で発生した個人情報の漏 えい事業を反映するため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月16日	確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク	・庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。	【事案①】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ ホームページに掲載するファイルは、管理用ファイルと保存先を別にする。 ・ ホームページ掲載前に、複数の職員による確認を徹底し、ホームページ掲載後、直ちに掲載状況を確認する。 ・ 個人情報保護および情報セキュリティに関する意識を高める課内研修を実施する。 【事案②】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 【事案②】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 【事案③】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 委託先事業者に対して、個人情報の適正管理、取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。 【事案④】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 新たな消費喚起事業を検討する際には、電子決済のリスクを把握した上で、メリットと比較衡量を行い、慎重に検討をしていく。 ・ デジタルに強い人材の配置や育成。	事後	庁内で発生した個人情報の漏 えい事案を反映するため。
令和6年8月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 3.特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、附票都道府 県サーバの検索サブシステムおよび業務端末 においてアプリケーションの操作履歴の記録を 取得し、保管する。	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、附票都道府 県サーバの検索サブシステムにおいて、代表端 末および業務端末(都道府県サーバと共用す る。)におけるアブリケーションの操作履歴の記 録を取得し、保管する。	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
令和6年8月16日	取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2) 都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク (9)過去3年以内に、評価実施	【事案①】 「しがCO・ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言 しがCO・ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言 の賛同者一覧を県ホームページ上で公表して いるが、通常、全ての賛同者の申込情報(氏 名、居住市町名ならびにメールアドレス)を管理 対象者分の必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。 令和5年11月715時30分頃に掲載した際 に、処理を誤り、PDFファイルではなく個人の氏 名(ニックネーム含む)6,646件(うち公表不可 5,095件)および事業所名・団体名348件(うち公表不可 5,095件)および事業所名・団体名348件(うち公表不可 5,095件)および事業所名・団体名348件(うち公表不可 5,095件)および事業所名・団体名348件(うち公表不可 5,095件)および事業所名・団体名348件(うち公表の手)。 を不可22件」等が掲載された全体管理用の Excelファイルを11月8日正午まで掲載した。 【事案②】 令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検査事業の委託先事業者において、当該事業の 利用施設に対してアンケートをメール送信した 「本第②」 令和5年2月に新型コロナウイルス・837施設合 (個人アドレスの可能性があるものを一部含 む。)が流出した。 「事案③】 令和3年12月から令和4年2月にかけて実施した プレミアム付きデジタル商品券事業の決済に対して、外部からの不正アクセスが発生し、個人情 報(クレジットカード番号等63,337件)が流出した。	[事案①] 「喫煙可能室の設置について健康増進法に基づく届出があった施設(飲食店)の一覧表を県本ールページ上で公表しているが、通常、施設(飲食店)の届出情報(施設名称、所在也、管理者を原者(届出者)の氏名・住所・電話番号等)を管理するExcelファイルから、必要情報のみを抽出し、PDFファイルに加工したものを掲載している。令和5年7月10日に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく676件の施設(飲食店)の管理権原者(届出者)の氏名等が掲載された全体管理用のExcelファイルを令和6年1月26日まで掲載した。 「事案②] 「しがCO・ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言の賛同者一覧を県ホームページ上で公表しているが、通常、全ての賛同者の申込情報(氏名、居住市町名ならびにメールフドレス)を管理するExcelファイルを掲載している。令和5年11月7日15時30分頃に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく個人の氏名(ニックネーム含む)6646件(うち公表不可5人の手)を開発している。令和5年11月7日15時30分頃に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではな個人の氏名(ニックネーム含む)6646件(うち公表不可22件)等が掲載された全体管理用のExcelファイルを11月8日正午まで掲載した。	事後	庁内で発生した個人情報の漏 えい事案を反映するため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 7.特定個人情報の保管・消法 リスク1・特定個人情報の 高えい・滅失・毀損リスク (⑨過去3年以内に、評一一実施 機関において、個人情報に関 する電大事故が発生したか その内容	_	【事案③】 令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検査事業の委託先事業者において、当該事業の利用施設に対してアンケートをメール送信した際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきところ、誤って全宛先が表示される状態で送信したため、対象施設のメールアドレス:897施設分(個人アドレスの可能性があるものを一部合む。)が流出して。 【事案④】 令和3年12月から令和4年2月にかけて実施したプレミアム付きデジタル商品券事業の決済において使用したクレジット決済サービス会社に対して、外部からの不正アクセスが発生し、個人情報(クレジットカード番号等63,337件)が流出した。	事後	庁内で発生した個人情報の漏 えい事案を反映するため。
令和6年8月16日	本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク	・庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。	【事案①】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ ホームページに掲載するファイルは、管理用ファイルと保存先を別にする。 ・ ホームページ掲載前に、複数の職員による確認を徹底し、ホームページ掲載後、直ちに掲載状況を徹底と称を促認する。 ・ 個人情報保護および情報セキュリティに関する意識を高める課内研修を実施する。 [事案②〕 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 【事案③〕 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。 【事案④】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。・ 新たな消費喚起事業を検討する際には、電子決済のリスクを把握した上で、メリットと比較衡量を行い、慎重に検討をしている。 ・ デジタルに強い人材の配置や育成。	事後	庁内で発生した個人情報の漏 えい事業を反映するため。
令和7年1月17日	皿特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 7、特定個人情報の保管・消去リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損ノスク (9)過去3年以内に、一個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	権原者(届出者)の氏名・住所・電話番号等)を 管理するExcelファイルから、必要情報のみを抽 出し、PDFファイルに加工したものを掲載してい る。 令和5年7月10日に掲載した際に、処理を誤り、 PDFファイルではなく676件の施設(飲食店)の 管理権原者(届出者)の氏名等が掲載された全 体管理用のExcelファイルを令和6年1月26日ま で掲載した。 【事案②】	令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検査事業の委託先事業者において、当該事業の利用施設に対してアンケートをメール送信した際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきところ、誤って全宛先が表示される状態で送信したため、対象施設のメールアドレス、897施設分(個人アドレスの可能性があるものを一部含	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	対策 (1)都道府県知事保存本人 確認情報ファイル 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク (過過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関	【事案③】 令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検査事業の委託先事業者において、当該事業の利用施設に対してアンケートをメール送信した際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきところ、誤って全宛先が表示される状態で送信したため、対象施設のメールアドレス。897施設分(個人アドレスの可能性があるものを一部含む。)が流出した。 【事案④】 令和3年12月から令和4年2月にかけて実施したプレミアム付きデジタル商品券事業の決済において使用したクレジット決済サービス会社に対して、外部からの不正アクセスが発生し、個人情報(クレジットカード番号等63,337件)が流出した。	令和5年11月7日午後3時30分頃に掲載した際に、処理を誤り、PDFファイルではなく個人の氏名(ニックネーム含む)6646件(うち公表不可5,095件)および事業所名・団体名348件(うち公表不可5,095件)および事業所名・団体名348件(うち公表不可22件)等が掲載された全体管理用のExcelファイルを11月8日正午まで掲載した。職員が更新の確認をした際に、個人情報等が掲載されているExcel形式でファイルを更新したことが判明し、事態が発覚した。今和6年10月時点で被害者から当該事案に基づく個人情報の不正利用は報告されていない。[事案②] 喫煙可能室の設置について健康増進法に基づた個人情報の不正利用は報告されていない。[事案②] 中型での設置について健康増進法に基づた人居出があった施設(飲食店)の施設名称、所担者者の管理用Excelファイルから3項目を抽出した一覧表(PEアファイル)を公表し、676件の施設(飲食店)について、公表している3項目以外の届出情報(管理権原者(届出者)の氏名・住所・電話番号等)を令和6年1月26日まで掲載していた。一覧表はその他の情報と併せて「たばこ対策」ページに掲載しており、管理用Excelファイルが掲載されていた期間に「たばこ対策」ページに掲載しており、管理用Excelファイルが掲載されていた期間に「たばこ対策」ページに掲載していたり、簡単用Excelファイルが掲載されていた期間に「たばこ対策」ページに掲載しているり、管理用Excelファイルが掲載があった。日本の手能によいて、当ないでは関係があった。「知事のの手紙」において、当ないでは関係があり、事態が発覚した。	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
令和7年1月17日	リスク1: 特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関	・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 【事案③】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施し	【事案①】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 新たな消費喚起事業を検討する際には、電子決済のリスクを把握した上で、メリットと比較衡量を行い、慎重に検討をしていく。・ デジタルに強い人材の配置や育成。 【事案②】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送【番を一別のBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。 【事案③】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 【事案④】 ・ 庁内で事案の共有を行い、再発防止が徹底できていなかったとを受けて改めて注意喚起を実施した。 ・ ホームページに掲載するファイルは、管理用ファイルと保存先を別にする。 ・ ホームページ掲載前に、複数の職員による確認を徹底し、ホームページ掲載前に、複数の職員による確認を徹底し、ホームページ掲載がした。 ・ ホームページ掲載がした。	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
令和7年1月17日	II 特定個人情報保護ファイル の概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 2.基本情報 ⑤保有開始日	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(6号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	令和6年5月27日	事後	「情報通信技術の活用による 行政手続等に係る関係者の 利便性の向上並びに否改運 営の簡素化及び効率化を図 るための行政手続等における 情報通信の技術の利用に関 する法律等の一部を改正する 法律(令和元年法律第16 号)」が令制6年5月27日に施 行されたことによるもの。 重要な変更に当たらないた め。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	の概要	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	令和6年5月27日	事後	「情報通信技術の活用による 行政手続等に係る関係者の 関係者の 関係者の 関係者の 関係者の 対向的 動態を が 対して が 対して が 対して が が 対して が や が が や が の が が の 利用に関 す る 法律 (令 和 元 と 及 が が の も と 及 が の で の に で り で の で の で の で の で の で の で の で の が の 利 の に の で の で の に の で の で の に の を の で の に の を る た し で り で ら に ら り だ ら り と り と ら り と に と と と と と と と と と と と と と と と と と
令和7年1月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 人作を図し、情報取扱いの委 託 特定個人情報取扱いの委 特定個人情報取扱いの 関覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	認来務切にめ特定他人情報グイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧で更新もできない。・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、シス	・附票都道府県サーバの運用および監視に関する業務に関して、委託先である機構には、特定個人情報ファイルの閲覧/更新権限を与えていない。 ・委託先に再委託先を含む。)には、附票本人確認情報の要新および附票本人確認情報の要新および附票本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 ・委託先に再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが、メックアップのためにおりまで、バックアップのため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのため、ロスで特定の人情報ファイルをは体に格納する場合は、システムを自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
令和7年1月17日	本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関	「しがCO・ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言の賛同者一覧を県ホームページ上で公表しているが、通常、全ての賛同者の申込情報(氏名、居住市町名ならびにメールアドレス)を管理するExcelファイルから、公表してよいと回答した対象者分の必要情報のみを抽出し、PDFファイ	報(クレジットカード番号等63.337件)が流出した。 プレミアム付きデジタル商品券購入者より、プレミアム付きデジタル商品券の決済で利用したクレジットカードにおいて不正利用が疑われるケースがある旨、情報が寄せられたことから、委託事業者を通じてクレジットカード決済サービス会社に調査を依頼した結果、同社の内部調査により事態が発覚した。 【事案②】 令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検査事業の委託先事業者において、当該事業の利用施設に対してアンケートをメール送信した際に、「BCC」にメールアドレスを入力すべきとこ	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀内に、源・電人関盟において、個人情報にあいる重大事故が発生したかをの内容	いて使用したプレンジャスがリーでした会社に対して、外部からの不正アクセスが発生し、個人情報(クレジットカード番号等63,337件)が流出した。	氏名(ニックネーム含む)6.646件(うち公表不可5.095件)および事業所名・団体名348件(うち公表不可22件)等が掲載された全体管理用のExcelファイルを11月8日正午まで掲載した。職員が更新の確認をした際に、個人情報等が掲載されているExcel形式でファイルを更新したとが判明し、事態が発覚した。今和6年10月時点で被害者から当該事案に基づく個人情報の不正利用は報告されていない。[事案②] 喫煙可能室の設置について健康増進法に基づな個人情報の不正利用は報告されていない。[事案②] 収煙明能室の設置について健康増進法に基づな個人情報の不正利用は報告されていない。「事業②] マージを掲載している。令和5年7月10日に掲載した際に、誤って担当者の管理用Excelファイルから3項目を抽出した一覧表(PDFファイル)を掲載している。令和5年7月10日に掲載した際に、誤って担当者の管理用Excelファイルを公表し、676件の施設(飲食店)について、公表している3項目との場所の設置形態を公表し、676件の施別で選話者等等)を令和6年1月26日まで掲載していた。一覧表はその他の情報と併せて「たばこ対策」ページに掲載しており、管理用Excelファイルが掲載されていより場間に「たばこ対策」ページに掲載していた期間に「たばこ対策」ページに掲載しており、管理を記を開きないます。「知事への手紙」において、当該一覧表に個人情報が含まれている恐れについて指摘があった目の連絡があり、事態が発覚した。令和6年10月時点で被害者から当該事業に基づく個人情報の不正利用は報告されていない。	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
令和7年1月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7.特定個人情報の保管・消去リスク1:特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク (⑨過去3年以内に、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	【事案①】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ ホームページに掲載するファイルは、管理用ファイルと保存先を別にする。 ・ ホームページ掲載前に、複数の職員による確認を徹底し、ホームページ掲載後、直ちに掲載状況を確認する。 ・ 個人情報保護および情報セキュリティに関する意識を高める課内研修を実施する。 【事案②】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。	【事案①】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 新たな消費喚起事業を検討する際には、電子決済のリスクを把握した上で、メリットと比較 個量を行い、慎重に検討をしていく。 ・ デジタルに強い人材の配置や育成。 【事案②】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの撤底を指導するとともに、機械のチェック体制の徹底を指導するとともに、機械のチェック体制の徹底を指導するとともに、機械のチェック体制の徹底を指示した。 「事案③】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 【事案④】 ・ 庁内で事案の共有を行い、再発防止が徹底できていなかったことを受けて改めて注意喚起を実施した。 ・ ホームページに掲載するファイルは、管理用ファイルと保存先を別にする。 ・ ホームページに掲載するファイルは、管理用ファイルと保存先を別にする。 ・ ホームページは載前に、複数の職員による確認を徹底し、ホームページ掲載前に、複数の職員による確認を徹底し、ホームページ掲載がに、複数の職員による確認を徹底し、ホームページ掲載後、直ちに掲載状況を確認する。 ・ 個人情報保護および情報セキュリティに関する意識を高める課内研修を実施する。	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月26日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	存附票本人確認情報(以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とい、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。)には、個人番号は含まれない。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新および機構への通知 ③滋賀県知事から附票本人確認情報に係る県	都道府県知事保存附票本人確認情報(以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。)には、個人番号は含まれない。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新および機構への通知 ③滋賀県知事から附票本人確認情報に係る県	事後	住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更 (重要な変更に当たらない変 更)
令和7年8月26日	I 基本情報 I 表本情報 り接う事務において使用する システム システム ②システムの機能	①本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CS(別添1を参 期を経由して通知された本人確認情報の更新 情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 ②滋賀県の他の執行機関への情報提供または 滋賀県の他の執行機関への情報提供または 滋賀県の他の執行機関または他部署による 住基法に基づく情報照会に対応するため、照会 のあった当該個人の個人番号または4情報のあった当該個人の個人番号または4情報のあった当該個人の個人番号または4情報を都道府県知事保存本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報を報道所表ができため、当該個人の本人確認情報の開示情報である。 3本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報を受領し、該当る個人の本人確認情報の組合せをキーとした本人確認情報を受領する。 ②機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号または4情報の組合せをキーとした本人確認情報を受領する。 ③本人確認情報を領領大の本人確認情報を明ままたは集務場において入力された4情報の組合せをキーとした本人確認情報を受領する。 ⑤本人確認情報を領する。 ⑥本人確認情報を領する。 ⑥本人確認情報を合称され、赤町付から本人確認情報の一覧を画面上に表示る。 ⑥本人確認情報を合称され、本人確認情報の一覧を画面上に表示る。 ⑥本人確認情報を合れ、本人確認情報を用いて到該アイルに記録された本人確認情報を合称の整合性確認を行う。	①本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最 新の状態に保つため、市町村CS(別添すを参 照)を経由して通知された本人確認情報の更新 情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバ に対して当該本人確認情報の更新情報を通知 する。 ②滋賀県の他の執行機関への情報提供または 他部署への移転 滋賀県の他の執行機関または他部署による 住基法に基づく情報照会に対応するため、照会 のあった当該個人の個人番号または5年月日 に対応する本人確認情報を都道府県知事保存 本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 ③本人確認情報の開示 住基法に基づく住民による自己の本人確認情報 初の開示請求に対応するため、当該個人の本 人確認情報の開示 住基法に基づく住民による自己の本人確認情報 初の開示請求に対応するため、治該個人の本 人確認情報の開示 住基法に基づく住民による自己の本人確認情報 の表して経過情報の開示 住基法に基づく住民による自己の本人確認情報 表別の指令情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号 または5情報の組合せをキーとした本人確認情報 会全国サーバに対して住民票コード、個人番号 報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領方。 ⑤本人確認情報検索 都道府県サーバの代表端末または業務端末 において入力された5情報の組合せをキーに検索 し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧 を画面上に表示する。 ⑥本人確認情報を受領し、当該本人確認情報のを を を 国本は1、行政の組合せをまる体表で記情報の一覧 を 報道府県サーバの代表端末または業務端末 において入力された5情報の組合せをキーに変 報道府県サーバの代表端末または業務端末 において入力された5情報の組合せをキーに変 報道所県サーバの代表端末または業務端末 において入力された5情報の組合せをキーに変 報道所県知事保存本人確認情報の一覧 を を 動道府県知事保存本人確認情報の一覧 を を 動道の保護を を を の は に に に に に に に に に に に に に に に に に に	事後	住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更 (重要な変更に当たらない変 更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用する システム システム2 ②システムの機能	通知する。 ②滋質県の他の執行機関への情報提供または 他部署への移転 滋質県の他の執行機関または他部署による 生基法等に基づ情報照会に対応するため、照 本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移 する。 その際、番号法機関または他部署からに限り、流 質県の他の執行機関または他部署の場合に限り、流 質県の他の執行機関または他部署から転に定し、附票本人確認情報の提供・移転に応じ、附票本人確認情報の提供・移転にで、当該個人の住民票コードを用いて、都道番号を抽出し、解会本人確認情報の関小なあした。 (3)附票本人確認情報の開示法律に基づく住民による自己の附票本人確認情報の開示法律に基づく住民による自己の附票本人確認情報の開示法律に基づく住民による自己の附票本人確認情報の開示法律に基づく住民による自己の附票本人確認情報の開示法律に基づく住民による自己の附票本人確認情報の開示法律に基づく住民による自己の附票本人確認情報の開示法律に基づく住民共和事人人確認情報の開示方法に対応するため、当該極人の本語を開発を受領情報を受領する。 (3)附票本人確認情報を予して住民票コードまたは、報照会要求を行い、該当する個人の附票本人確認情報を受領する。 (3)附票本人確認情報を受領に名、住所、知事保存附下表した。 第本においては、第本には、第、第、第、第、第、第、第、第、第、第、第、第、第、第、第、第、第、第、第	①附票本人確認情報の更新都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村でSを経報を表示に出該ファイルを更新し、附票全国サーバを最初された附票本人確認情報の更新情報を表示に当該ファイルを更新し、附票全国サーバを設定を経過知する。②滋賀県の他の執行機関のの情報提供または地部署への移転。 ②送渡賀県の他の執行機関または他部署による住基法等に基づく情報照会に対応するため、附票本人確認情報の更新情報を主がられた。 「住基法等に基づく情報照会に対応するため、所票本人確認情報のアイルを事業を表が直接を表が直接を表がした。 「世基法等に基づく情報照会に対応するため、所要を表すといい。 「大きないから、番号法で認められた場合に限り、波閣情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転に対策を表が直接を表が直接を表が直接を表がした。 「大きないから、一般で表が表が、表示を表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表	事後	住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更 (重要な変更に当たらない変 更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月26日	(別添1)事務の内容 (2)本人確認情報の管理および提供等に関する事務 (備考)	1.本人確認情報の更新に関する事務 1-①.市町村に対いて受け付けた住民の異動 1-②.都道府県か一バに通知する。 1-②.都道府県サーバにおいて、市町村日の報行場では、市町村日の報行場では、市町村日の報行場では、市町村日の報行場では、中央の担当を、市町村日の報告を、市町村日の報告を、市町村日の報告を、市町村日の報告を、市町村日の報告を、市町村日の報告を、市町村日の報告を、市町村日の報告を、市町村日の報告を、市町村日の報告を、市町では、一次のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、	道府県の他の執行機関または他部署において、都道府県サーバの代表端末または業務端末を保証、 末を操作し、媒体連携(注2)により行う。 (注1) 自都道府県の他の執行機関または他部署においてファイル化された本人確認情報照会 対象者の情報(検索条件のリスト)を設定 府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供 する方式を指す。 (注2) 媒体連携とは、一括提供の方式により本 人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に 電子記錄媒体を用いる方法を指す。 3. 本人確認情報の開示に関する事務 3. 本人確認情報の開示議求を受け付ける。(特定個人情報と含まない。) 3一②住長り本人確認情報の開示請求を受け付ける。(特定個人情報を含まない。) 3一②他人認情報の開示請求を受け付ける。(特定個人情報を含まない。) 3-②心健長り本人確認情報を開示する。 4. 機構への情報に個人番号または5情報等を キーワードとした本人確認情報の照会を行う。 4-②、機構より、当該個人の本人確認情報を 質する。 5. 本人確認情報検索に関する事務	事後	住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更 (重要な変更に当たらない変 更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月26日	(別添1)事務の内容 (2)配票本 λ 確認情報の無理	1. 附票本人確認情報を更けけた住民の異面道 1-①市町村において受け付けた住民の異面道 1-②附票都通序中小に通知する。 1-②附票都通序果サーバに通知する。 1-②附票都通序果サーバに通知等表入確認情報アイルでを通じて附票が要素 1-① 機構を売に下りまり受領した附票本人確認情報アイルで表面でで開まりまり受領した附票本人確認情報アイルである。 1-③機構に関する。 1-③機構に関する。 1-③機構に関する。 1-③機構に関する。 1-③機構に関する。 1-③機構に関する。 2. 自都道部署への移転 2. 自都道部署での場合。 2. 自都道部署での場合。 2. 自和道部署での場合。 2. 自和道部署での場合。 2. 自和道部署での場合。 2. 自和道部署では、4情報等を方。 2-②都道的署域等位的。 2-②和事において、提示された確認者の限金を行う。 2-②都道的课知事保存附限上は、100円において、提示された確認者の限金を行う。 2-②和市代機関または他部署不人確認情報アイルから場合に対し、4階報等を持つ。 2-②和市代機関または他部署本人確認情報を提供・移動に関いらの形式機関は、100円票本人確認情報を提供・移動に関いて、都一等表別を表別を表別を開発を関する。 2. ※技術を表別を目前を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を	1. 附票本人確認情報の更新に関する情報を示していまいた。 1. 一の市町村において受け付けた住民の異動道 市町村に表いて受け付けた住民の果動道 府県サーバに適知する。 1. 一の附票本人確認情報を元にに都道所 県知事保存附票本人確認情報を元に都道所 県知事保存附票本人確認情報の提供を元にを を介して、所票本人確認情報の更新を 3. 他間の執行機関または他期本 2. 自都道府県の他の執行機関または地票本 大で認められた場合に限り、 1. 一の出版。 大で記められた場合に限り、 は、所票本人確認情報の理解を元に、提示された神 と一の自都道府県の他の執行機関または地票本 大で記都道府県の他の執行機関または地票本 大で記書が表しまします。 1. 一の、 1.	事後	住民基本台帳法の一部改正に伴う変更 (重要な変更に当たらない変更)
令和7年8月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	【○】個人番号 【○】4情報(氏名、性別、生年月日、住所】 【○】その他住民票関係情報	【○】個人番号 【○】5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年 月日、住所】 【○】その他住民票関係情報	事後	様式の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ②配録される項目 その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要 な情報として、住民票の記載等に係る本人確認 情報(個人番号、4情報、住民票コードおよびこ れらの変更情報)を記録する必要がある。	・個人番号、5情報、その他住民票関係情報 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要 な情報として、住民票の記載等に係る本人確認 情報(個人番号、5情報、住民票コードおよびこ れらの変更情報)を記録する必要がある。	事後	住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更 (重要な変更に当たらない変 更)
令和7年8月26日	(1) 卻坦府宗和事体任本人惟	・市町長からの住民票の記載事項の変更または新規作成の通知を受け(既存住基システムー 市町村CS - 都道府県サーハ、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確認情報ファイルを更サーバ)。・送賀県の他の執行機関または他部署県の他の執行機関または他部署県ウーバン照会のあった住民票コード・個人番号または4情報の振他部等・個人番号または4時報の取ら作場別・年の組入番号または4年報のあった住民票コード・個人日日)の組合せたとに都近保知・年の組入番号または4年報で、日本の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表	・市町長からの住民票の記載事項の変更または新規作成の通知を受け(既存住基システム→市町村CS一都道府県サーバ)、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確認情報の無会要求一番では、過程の表して、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	事後	住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更 (重要な変更に当たらない変 更)
令和7年8月26日	要	新データと都道府県知事保存本人確認情報 ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 、滋賀県の他の執行機関または他部署からの 服会に基づいて本人確認情報を提供、移転する 際に、照会元から受信した対象者の4情報等と	・都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと都道府県知事保存本人確認情報で関する更ガアイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・送賀県の他の執行機関または他部署からの照会に基づいて本人確認情報を提供・移転する際に、照会元から受信した対象者の5情報等との突合を行う。 ・請求に基づいて本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報とに、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。 ・市町村CSとの整合処理を実施するため、5情報等との突合を行う。	事後	住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更 (重要な変更に当たらない変 更)
令和7年8月26日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供先1 ③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個 人番号、異動事由、異動年月日	住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日	事後	住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更 (重要な変更に当たらない変 更)
令和7年8月26日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確 該情報ファイル 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先2 ③提供弁る情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 今住民票コードについては、行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に 関する法律(平成25年5月31日法律第28号) 第22条第7項に基づく経過措置である。	住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日、令住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事後	住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更 (重要な変更に当たらない変 更)
令和7年8月26日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 5、特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先3 ③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個 人番号、異動事由、異動年月日	住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、住所、生年年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日	事後	住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更 (重要な変更に当たらない変 更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1 ③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 今住民票コードについては、行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に 関する法律(平成25年5月31日法律第28号) 第22条第7項に基づく経過措置である。	住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 (大田・ドについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事後	住民基本台帳法の一部改正 に件う変更 (重要な変更に当たらない変 更)
令和7年8月26日	I 特定個人情報ファイルの概 変 都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 2. 基本情報 ②記録される項目 主な記録項目	[〇]個人番号 【〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所】 【〇]その他(その他戸籍の附票関係情報(戸籍 の表示に係る情報は含まない。))	【○】個人番号 【○】5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所】 【○】その他(その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。))	事後	様式の変更
令和7年8月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本 人を認情報フィル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・4情報、その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。) 法令に基づき戸籍の附票に記録された者に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附集の配載等に係る附票本人確認情報(4情報(生民票コードおよびこれらの変更情報)を記録する必要がある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報(本籍および筆頭者の氏名)は含まない。・個人番号国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、滋賀県の他の執行機関等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認もでは、当該個人の住民票コープマイルから個人番号を抽出し、附票都道府県カーバに連携する場合がある。提供または移転後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。	・5情報、その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。) 法令に基づき戸籍の附票に記録された者に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票への記載等に係る附票本人確認情報(5情報、住民票コードおよびこれらの変更情報)を記録する必要がある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報(本籍および筆頭者の氏名)は含まない。・個人番号国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、滋賀県の他の執行機関等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道所県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票都道府県サーバに連携する場合がある。提供または移転後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。	事後	住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更 (重要な変更に当たらない変 更)
令和7年8月26日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	・滋賀県の他の執行機関または他部署からの 附票本人確認情報の照会要求を受け(滋賀県 の他の 執行機関または他部署→附票都道府県サー バ、照会のあった住民票コードまたは4情報の 組合せを元に都道府県知事保存附票本人確認 情報ファイルを検索し、該当する個人の附票都 道府県サーバー滋賀県の他の執行機関または 他部署)。 ※その際、番号法で認められた場合に限り、附 票本人確認情報の提供に併せて、当該個人の 住民票コードを用いて都道府県知事保存本人 確認情報フィイルから個人番号を抽出し、照会 元に提供・移転する場合がある。	・滋賀県の他の執行機関または他部署からの 附票本人確認情報の照会要求を受け(滋賀県 の他の 執行機関または他部署→附票都道府県サー バ)、照会のあった住民票コードまたは5情報の 組合せを元に都道府県知事保存附票本人確認 情報ファイルを検索し、該当する個人の附票本 人確認情報を照会元へ提供・移転する(附票都 道府県サーバー滋賀県の他の執行機関または 他部署)。 ※その際、番号法で認められた場合に限り、附 票本人確認情報の提供に併せて、当該個人の 住民票コードを用いて都道府県知事保存本人 確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会 元に提供・移転する場合がある。	事後	住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更 (重要な変更に当たらない変 更)
令和7年8月26日	要 (2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく滋賀県の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年6月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく滋賀県の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事後	住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更 (重要な変更に当たらない変 更)
令和7年8月26日	要 (2)都道府県知事保存ふひょ う本人確認情報ファイル	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号(番号法に基づく滋賀県の他部署からの求めがあった場合に限る。) ◇住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整領に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、住所、個人番号(番号法に基づく滋賀県の他部署からの求めがあった場合に限る。) ◇住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事後	住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更 (重要な変更に当たらない変 更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルア 附票本人確認情報 1. 住民票 2 三年 2. 氏名 漢字数 4. 氏名 名 外字数 4. 氏名 名 外字数 5. 生年月日 1. 住所 漢字 10. 最終住所 列中 11. 最終住所 外字 11. 最終住所 月日 13. 旧任票管本任所 2 世界 11. 最终任所 月日 13. 旧任票管本 11. 所票 2 平 11. 最终任所 对 14. 附票 2 平 11. 所票 2 平 11. 所则 2 平 2 平 2 平 2 平 2 平 2 平 3 平 3 平 3 平 3 平	(2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルア 附票本人確認情報 1. 住民業立一ド 2. 氏名 漢字 3. 氏名 ふりがな 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 市町村コード 8. 住所 京字 数 10. 最終住所 外所 漢字 数 10. 最終住年月日 13. 旧住民票管理市町村一ド 14. 附票率人 12. 異動住年票市町村一ド 15. 附票本人ラグーン 18. 通知区分 19. 旧氏 外字グラグーン 18. 通知区分 19. 旧氏 外・りがな 更連番イ その他	事後	行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用 等に関する法律等の一部を改 正する法律による変更。
令和7年8月26日	皿特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・委託(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転の記録	特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年分保存する。	転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年分保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行っ	事後	住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更 (重要な変更に当たらない変 更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人情報ファイル 7、特定個人情報の保管・消去 リスク1 9過去3年以内に、評価実施 機関におい改が発生したか	レジットカードにおいて不正利用が疑われたことから、学託事業者を通してカレジットカード決済中間 特報が寄せられたことを発電してカレジットカード決済中間 音楽2) 令和5年2月に 新型コロナウイルス感染症症の楽の表表はに調査を依頼した。 「事業2) 令和5年2月に 新型コロナウイルス感染症の楽の 利用施設 がまずして、アドレスを入まいるる質に アッケートをメールすべき では、	査事業の委託先事業者において、当該事業の利用施設に対してアンケートをメール送信した際に、「BCOJにメールアドレスを入力すべきところ、誤って全宛先が表示される状態で送信したため、対象施設のメールアドレスを入力すべきところ、誤って全宛先が表示される状態で送信したため、対象施設のメールアドレスと389施設合む。)が流出した。 。分が流出した。 。 送信先の施齢があり、事態が発覚した。 令和7年8月26日時点で被害者から当該事案に基づく個人情報の不正利用は報告されていない。 【事案②】 「しがCO:ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言いるが、通常、全ての賛同者の申込情報(氏理するExcelファイルから、公表してよいとロアイルに対象者分の必要情報のみを抽出し、PDFファイルに対象者分の必要情報のみを抽出し、PDFファイルに対象者分の必要情報のみを抽出し、PDFファイルに対象者分の必要情報のみを抽出し、PDFファイルに対象者分の必要情報のみを抽出し、PDFファイルに対象者の必要情報のよるとはり、中で大きない。名長住市町名ならびにメールアドレス)を管理人に、処理を誤り、PDFファイルではなく場ではなる表で可22件)等が掲載された全体管理月のとなら1774ルを打1月8日正午まで掲載した。職員が更新の確認をした際に、個人情報等が掲載されているを表で初下年8月26日時点で被害者から当該事でに基づく個人情報の不正利用は報告されているにとらが機関を公表する上に表した。第8年1月10日に掲載している。令和7年8月26日時間を公表する項目といて、公表している。の第2月1日に対していた。表する上におり、管理用Excelファイルを会表し、676件の施設(飲食店)について、公表している。項目とは一覧表にその他の情報と併せて「たばこメイルが表が会が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が	事後	直近3年以内の事案を反映するため(3年を超える事案の削除)
令和7年8月26日	扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1	【事案①】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 新たな消費喚起事業を検討する際には、電子決済のリスクを把握した上で、メリットと比較 衡量を行い、慎重に検討をしている。・ デジタルに強い入材の配置や育成。 【事案②】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 委託先事業者に対して、個人情報の適正管 理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的 チェックのためのシステム導入や複数名あて提高を指導するとともに、機械的送 長るチェック体制の徹底を指導するとともに、機械的送 よるチェック体制の徹底を指示した。 【事案③】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 ・ 資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 ・ 東へムページに掲載するファイルは、管理用ファイルと保存先を別にする。・ ホームページに掲載するファイルは、管理用ファイルと保存先を別にする。・ ホームページ掲載前に、複数の職員による確認を徹底し、ホームページ掲載的に、複数の職員による確認を徹底し、ホームページ掲載後、直ちに掲載状況を確認する。・ 個人情報保護および情報セキュリティに関する意識を高める課内研修を実施する。	[事案①] ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 委託先事業者に対して、個人情報の適正管理 取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェックのためのシステム導入や複数名あて送信メールのBCC設定の徹底および複数職員によるチェック体制の徹底を指示した。 (事案②] ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 「事案③] ・ 庁内で事案の共有を行い、再発防止が徹底できていなかったことを受けて改めて注意喚起を実施した。 ・ ホームページに掲載するファイルは、管理用ファイルと保存先を別にする。 ・ ホームページに掲載するファイルは、管理用ファイルと保存先を割削に、複数の職員による確認を徹底し、ホームページ掲載後、直ちに掲載状況を確認を徹底し、ホームページ掲載後、直ちに掲載状況を確認を徹底し、ホームページ掲載後、直ちに掲載状況を確認を徹底し、ホームページ掲載を裏訪れる。 ・ 個人情報保護および情報セキュリティに関する意識を高める課内研修を実施する。	事後	直近3年以内の事案を反映するため(3年を超える事案の削除)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5、特定個人情報の提供・委託(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転の記録	特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年分保になった。	特定個人情報(個人番号、5情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年分保存する。なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	事後	住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更 (重要な変更に当たらない変 更)
令和7年8月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り 扱いプロセスにおけるリスク対 策(2)都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 9過去3年以内に、評価実関 する重大事故が発生したか その内容	国により争能が発見した。 [事案②] 令和5年2月に新型コロナウイルス感染症の検 査事業の委託先事業者において、当該事業の 利田施設に対してアンケートをメール送信した。	ない。 【事案③】 喫煙可能室の設置について健康増進法に基づ 在地、喫煙場所の設置形態を公表するため、担 当者の管理用Excelファイルから3項目を抽出した一覧表(PDFファイル)と掲載している。 令和5年7月10日に掲載した際に、誤って担当 者の管理用Excelファイルを公表し、676件の施 設(飲食店)について、公表している3項目以外 の届出情報(管理権原者(届出者)の氏名・住 所・電話番号等)を令和6年1月26日まで掲載していた。 一覧表はその他の情報と併せて「たばこ対策」ページに掲載しており、管理用Excelファイルが 掲載されていた期間に「たばこ対策」ページには 1,099件のアクセスがあった。 「知事への手紙」において、当該一覧表に個人 情報が含まれている恐れについて指摘があっ た旨の連絡があり、事態が発覚した。 令和7年8月26日時点で被害者から当該事案 に基づく個人情報の不正利用は報告されていない。	事後	直近3年以内の事案を反映するため(3年を超える事案の削除)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月26日	扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施	・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施し	【事案①】 ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 ・ 委託先事業者に対して、個人情報の適正管理・取扱いの徹底を指導するとともに、機械的チェック体制の徹底を指導するとともに、機械のチェック体制の徹底を指導した。 [事案②] ・ 庁内で事案の共有および注意喚起を実施した。 資料や文書等をホームページに掲載する場合には、複数人による確認を徹底する。 【事案②】 ・ 庁内で事案の共有を行い、再発防止が徹底できていなかったことを受けて改めて注意喚起を実施した。 ・ ホームページに掲載するファイルは、管理用ファイルと保存先を別にする。 ・ ホームページに掲載するファイルは、管理用ファイルと保存先を別にする。 ・ ホームページ掲載前に、複数の職員による確認を徹底し、ホームページ掲載的に、複数の職員による離認状況を確認する。 ・ 個人情報保護および情報セキュリティに関する意識を高める課内研修を実施する。	事後	直近3年以内の事案を反映するため(3年を超える事案の削除)